

令和5年色麻町議会定例会9月会議録(第3号)

令和5年9月11日(月曜日)午前10時05分開議

出席議員 12名

1番	大内直子君	3番	相原和洋君
4番	白井幸吉君	5番	河野諭君
6番	小川一男君	7番	佐藤貞善君
8番	工藤昭憲君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 2番 佐藤忍君

欠員 なし

会議録署名議員

1番	大内直子君	3番	相原和洋君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長兼清水保育所長	今野稔君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	今 野 和 則 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第3号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問
日程第3	報告第5号 放棄した債権の報告について
日程第4	議案第70号 色麻町道路占用料等条例の一部改正について
日程第5	議案第71号 大崎市との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結について
日程第6	議案第72号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第4号）
日程第7	議案第73号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第74号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第75号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第76号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第77号 令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第78号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第79号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第80号 令和5年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問
日程第3	報告第5号 放棄した債権の報告について
日程第4	議案第70号 色麻町道路占用料等条例の一部改正について
日程第5	議案第71号 大崎市との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結について
日程第6	議案第72号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第4号）

午前10時05分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において1番大内直子議員、3番相原和洋議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、3番相原和洋議員の一般質問を継続いたします。3番相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） おはようございます。先週に引き続き、一般質問を続けたいと思います。土日と間空きましたので、町長も私も質問の内容事項、正確に論点整理をしながら再度進めていきたいと思っております。

先週、私の2節目の質問に対して、町長の答弁があった部分で終わられたと思っております。それに対して、私の質問ということになるのではないかなと思っております。

町長が3期目に目指すものとして、約9点のこれ施策ですか、政策ですか、何なのからちょっと分かりかねますけども、それを出された。県と同時進行でのDX、デジタルトランスフォーメーションにおける振興、大原工業団地への企業の誘致、認定こども園の安定した運営支援、産業開発公社への経営の立て直し、農林系放射性廃棄物の全量処理、緑の農業システム推進と農業法人組織の推進、地域コミュニティの再生と推進、空き家対策としての利活用推進、学校教育での、これ施設ですかね、町長はね、整備じゃなくて施設だということをおっしゃっています。この9点を一つ目指すものに挙げていらっしゃる。

そこでちょっと御質問なんですけども、新聞等にも出てます町長の最大の公約、視聴覚ホール新設という言葉がございました。5番議員、11番議員、4番議員からも質問ございます。視聴覚ホールという名の多目的ホールのような、自衛隊の交流の場であり、教育文化の活動の場である場所をつくりたいんだと、町長のイメージとしてね、いう発言がございました。

予算について、5番議員は上限どのくらいですかと、町長がぼわっとした部分で30億円ぐらいかなというお話しています。私としては、大変失礼、寝耳に水、海とも山とも分からないものでございます。まずこの点、この施設がこの9点のどちらに入ってくるのか、まずね、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この学校教育の整備というふうに考えておったんですけれども、これ学校教育の施設の整備という意味を含めたもので、これでこの視聴覚ホールというものをイメージ、自分としてはイメージをしているつもりであります。

それから、まだ白紙だということで、前もってこういうふうに聞いておいてほしいんですけれども、ですから、規模的なものとかですね、そういうものはこれからの検討であって、あくまでもこういう施設を学校教育でも使える、社会教育でも使える、それから避難所なんかでも使える、それから今一番、昨日かなんかの新聞にもちょっと上がっておったんですけれども、この防衛関係が大分、何となくですけれども、騒々しいような感じもあります。そういうことで、この王城寺原の演習場を使うケースも回数も多くなると思います。そういうことも含めて自衛隊の活動の、これを町民の皆さんにも理解してもらえるものだということで、もらうということで、例えば自衛隊の音楽活動なりなんかもあるんですけれども、そういうものもこういう施設があれば町民の皆さんに触れることができるだろうという思いもあって、こういう施設を想定をしております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長がね、今、学校教育の施設の一つとしても考えていらっしゃる。そういったことからいくと、さっき言った教育文化の施設という部分にも当てはまるだろうと。なおかつ自衛隊との関係がどうしても本町においては、切るに切れない場所でございます。そういうことを加味して、そういう交流の場として、音楽隊とか、そういった部分の交流の場としても設けたいという町長の今のイメージというか、願望

といいますかね、まだ海とも山と決まってないもんでございますから、そういう部分がここには含まれてるんだらうなと思われま。そういう部分を含めながらちょっと何点か質問していきたいと、この9点聞いていったら時間足りませんので、ちょっと何点か絞って私のほうから気になる点。

まず初めに、県と同時進行のデジタルトランスフォーメーションの推進。これ4番議員にもお話ししてま。県が今進めている認証アプリを基にして町も進めていくということになってるみたいでございま。しからば、このDX、今スケジュール感いろいろ進んでおりますけども、各市町村においてもこのDXの担当者なり、担当課の配置というのが求められてるのではないかなと思われま。当然ね、県との並行してリンクする部分でございま。ここにおいて、まずDXの担当者って本庁誰なのかな、町長。まず1点。

あと、担当課、多分これ企画情報課になると思うんですけども、それでいいものかどうか。2点まず確認をしておきたいと、お尋ねをして入れておきたいと思いま。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まだそこまで具体的に決めてはおりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 県のスケジュール感のやつ出てるのが、認証アプリのやつで今出ております。スケジュール内容は見られておりますか。見てない、どっちか分かりませ。私もね、町長が。今確認したところ、お尋ねしたところですけども、そこまで決めていない。これから機構改革の話もしなくてはいけないんで、多分そこに入ってくるのかなと思いま。そうしますと、行政サービスの担当課も、まだそこまでアプリについては決めてないということになるのかなと思いま。

ただね、町長ね、県と同時進行のDXの前に国がデジタル庁を発足して、国のDXっていうのがあるんですよ。これに予算措置が今どれだけのお金がついているか、これ前回質問してま約5,000億円という金とも言われております。ここ2年間でね。それを本町はどのようにして補助金をうまく活用するのかなということを考えなきゃいけないかなと思いま。その点、ちょっとお尋ねをしておかなきゃいけないかなと思いま。

農林水産省の共通申請サービスeMAFFというのがございま。行政手続の抜本的な改革、効率化を図るものとしてのオンライン。今言ってるこのDX、デジタルトランスフォーメーションのオンライン化というやつでございま。令和5年から運用開始、今年から始まってるとは思いま。半年たっております。この件について、これがどういものなのか。利用対象者に対して、町としてはどういった形で話を告知して、活用していただくためにやってるのか。現状どうなってるのかも含めてね、お尋ねをしておきたいと思いま。よろしいですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき言ったとおり、まだ具体的には手つかっておりませんので、

全てこれからということになります。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まあ、まず手つかず、本庁でも申請は今ゼロ%ということだと思います。この件についてね、産業水産省のほうに直接確認しました。宮城県として今現状どうなんだと。市町村別の今の細分化の中での申請率はどうなっていくか。国もまだ始まったばかりですから、そこまで取りまとめはしてないということなんで、そうだろうとは思っております。ただ、令和7年までこれの利用率を60%を目標にしてるわけですよ。今年5年、もう半年過ぎました。来年6年、7年までの間、あつという間になります。これの活用の仕方をしっかりと町がリードを付して、農業者に対してオンラインの申請、これからペーパーレスになるというような意味合いもあるんでしょうかね、そういった部分をどのようにね、告知といいますか、お示しをしながら使いやすいものにしていくのか。町長の好きなITでございますんでね、スマホを使ってなり、パソコン使うなり、やっていかなきゃないんだろうと思うんですけども、そこまでの研修会とかこれから開くのかどうか、開かなければやっぱりできないと思います。ついこの間の9番議員のあった地域計画と一緒にございます。どのようになっていくんだと、自分たちの生活が、ここに関わる問題もありますのでね、その点をしっかりと示していただきたいと思います。

続いてですね、気になる部分としては、産業開発公社の経営の立て直しというのが町長出されております。筆頭株主として町長は是が非でもここは何とかしなくないという発想なのかなと思います。ただ、これについてね、ここに至るまでの公社の背景、今の現状に至った要因といいますか、原因といいますか、そういったものが何なのかをしっかりと把握なされていらっしゃると思うんですよ、立て直すってことは。ただ単に立て直すって言葉ではないと思いますよ。しっかりとした案を持たれて今後図られるんだと思うんですけど、それをどのようにするのか。

前にね、町長に今年の3月各議員たちからいろんな質疑がございました。エゴマの件について1,037万円補助金をつけるときに、いろいろな御意見があったと思われれます。ただ、その中で町長の発言でいまだに私は気になるのが、この状況下について知らなかった、中身についても見てなかった、聞かせてもらってなかったという発言がございました。今後そういうことがないようにしてしっかりとこの件については、経営に携わるんだろうと思うんで、まず初めに立て直し案等が今あるのかどうか。当然あるがゆえに、先週の発言の中で町長がエゴマ作業に対する人件費、あとは金利の書換えのための手数料、また指定管理者、そういった部分の費用について何とか見ていきたいんだという発言もありました。これの整合性も含めて、どういった立て直し案を考えているのかお示しをいただきたいなど。町長が言われてんですから、お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは何度も話はしておるんですけども、やっぱりこの3年間のコロナ禍の状況が飲食店関係については、これは個人であろうと、こういう公社であ

ろうと、全て相当厳しい状況であったということはそのとおりだと思っておるんです。そういう中で、エゴマ関係も、実はエゴマ関係も滞っていたと。このことがちょっと報告なかったもので、私としてはこれを把握しておらなかったということです。

それで、エゴマを特産品ということで本町がここまでやってきて、これからもやりたいというふうなときに、エゴマの販売網をまず確立をしなくちゃならないということになろうと思います。そういうようなことも含めて、町として今それじゃあ公社に対してやれることはということで、さっきは質問者から言われたような内容を私としては考えているわけです。そのことについても、改めて議会の皆さんとも相談をしながら進めたいというふうには思いますけれども、今考えられるのは、ただの指定管理については今年、来年はもう契約済みですので、これは動きませんが、その後についてしか指定管理についてはどうにもなりません、今考えられるのはですので、エゴマ関係についての扱いについて、町としてどの程度支援できるのかどうか。それから、今資金を借りているわけですが、これを金利を安いほうに借換えするのに、町としてどうしてもこれは関わらざるを得ないということになったときに、関わるのかどうかと、そういう点であろうかなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の言わんとしてることは、ある程度理解はしたいと思えますよ。理解はしたいんですけど、納得できない部分があるんで質問してるんですよ。

例えばね、今、町長言われたエゴマの件についても、今仙台銀行さんから借りてる部分、このゴマが足を引っ張ってるんだって前に答弁してるんですよ。この部分を公社とどのようにして切り離すのか。町としては特例作物として進めていきたい。補助金をつけ、なおかつ今回、生産者に3月には1,000万円以上のお金を補助金として出してるわけですから、そういった部分の考え方、さっき言った背景と原因、要因というのを町長に聞いてるんですよ。それをどのように分けながら、公社の抜本的な改革、味彩館もしくははかっぱ茶屋、あとは積水の食堂等々ありますけれども、それに対してどういったてこ入れをしながらやっていくんですかっていうことを聞いてんです。当然立て直しということはそういった部分を考えていらっしゃると思ったものですから、通常であれば効率化を図るために、原材料の一元化とか、職員に対しての適正人事配置とか、いろんな問題あると思うんですよ。筆頭株主としてその点をどう深く考えていらっしゃるのか。1,000万円というお金を、町民の税金を投下したわけですから、その辺りの考えがしっかりと持たれてるからこういった形を考えたのではないかなと思ってんですけど、その部分どうなんですか。町長、再度答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 食堂に関しては、この前も言ったとおりであって、まず利用してもらえるような雰囲気づくり体制、それからメニューづくり、そういうことであって、それからやっぱり町民の皆さんにも利用してほしいということですね、食堂については。ただエゴマはね、これは公社から切り離せばエゴマはどこも後はないんですよ、これは。

これは分かっていると思うんですけどね。どこもじゃあエゴマは公社から離して、どっかでこのエゴマを引受けてやるところがあるかといったら、ないわけですよ。ですから、これも繰り返になりますけれども、町の特産物としてどうしてもこれはエゴマを続けたいし、公社のほうでも何とでもこれは取り扱ってほしいということになります。でするので、これからの取引先の、まずもって拡大なり、状況のいい方向へ展開できるような取引の、これは努力ですかね、そういうことがまず大事でしょう。そして、町としてやれるのはですね、これも繰り返なんですけれども、現状ではエゴマから利益を上げるというのは、そう簡単ではないようですので、できれば加工品として大いにこれがどんだんはけるという状況であればそうでないんですけれども、ある程度の数しか、大体計算できないっていうのであれば、やはりエゴマ本体そのもので売る、買うということしかできないわけですね。でするので、そうですとあまり今の状況で言えば、利益を出すのはそう楽ではないと。でするので、このエゴマを取り扱っている人件費ぐらいは何とか町で考えてやれないだろうかということなんです。そういうことで、何とか立て直しを図りたいと、こういう考えです。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の答弁聞くと、エゴマ自体の付加価値っていうのがね、見えないんですよ、私。町としてこれを特例品なりの形を取りながらブランド化を図っていきたくって町長の思いの中で今の町長の話を知ると、その部分についての考察が見受けられないんじゃないかなと。例えばね、やっぱりブランドっていうのは6次産業しながらいろんなこと考えなくないんです、今どこの町でもやっています。町長御存じのとおり、付加価値をつけることはやっぱり大前提に考えなきゃない。色麻のエゴマってのはどういうものなのか、初心に戻ってもう1回考えるべきではないかなと私思うんですよ。悪いもんじゃないですから、いいもんですから。その点をお願いしたいと。

また、エゴマの取引について今、業者さんがあるんで、今年度は何とかなるだろうと。この取引の今後の頭になるのが公社なのか、町なのか、私分からないんですけどもね、仮に公社でやっていただけるのであれば、その分については人件費っていう話は分かるんですよ。町がリードを取りながら、なおかつ、そこにエゴマの作業についての人件費を払うというのは、いかなるものかなと。利益を求めるところが自分たちで利益を放棄してるようなもんですよ。努力することは必要です、企業は。公社であっても。それをしっかりと筆頭株主としては、訴えなくてはいけないんじゃないですか。そのための株主だと私思うんですよ。

ちなみに町長ね、お尋ねしたい。公社の定款とか約款って見られたことある。あるよね。あれが、あの内容で適正なのかどうか。私も株式会社おりました。株式法の定款というものは篤と把握しております。あのページの薄さで定款として、今現状、株式会社産業公社という立場が成り立っているのか。私は分かりかねますよ、町長が筆頭株主としてそれでいいっていうんだったら、それはそうかもしれません。ただ、そういったところも見直しをかけながら、いろんな部分でこ入れをしなきゃないんじゃないかなという

ことですよ。経営に対して立て直し、引き締めをかけるのであれば。また、さっき言った利用してもらわなきゃ困る、町民に。色麻町民だけじゃないと思いますよ。やっぱり圏域に対して、やっぱり色麻の愛宕山にあれだけの味彩館という立派な施設があるわけですから、それでおいしいね、地元の産物を出すと、そういった部分をやっぱりアピールするのも町としては協力する部分じゃないのかなど。そのアピールの仕方、公社と今後どういった形していくのか。そういった部分の話がないんですよ。町民の方に利用していただかなくちゃいけないんだって町長の発言。町民の方は分かっていますから。町民外の方に対してですよ。そういったことのやっぱ計画、経営っていうのをやっぱり考えていただきたいと思います。この件についてね、これ以上言ってもこれからの話でしょうから、この程度にとどめておきたい。なおかつ、この経営に対してね、国のほうで地方公共団体の経営財務マネジメントの強化事業というのがあるんですよ、補助金事業として。要は、専門のアドバイザーが国の経費で来ていただいて、DXなり、今言った産業公社系の第三セクターの健全化計画とか、果ては公立病院の今、強化プランなんかについても指導を仰げるものがございます。まず町長、こういったもの内容を把握していらっしゃるかどうかお尋ねしますね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 一応、全部一通り目は通しております。それで、今、公社のほうで何もやってないような言い方ですけども、これ前段の質問書に対して担当課のほうから答えておりますので、聞いておったんだか聞いておかなかったのか分かりませんがね、聞いておけば今の質問はないと思いますけれども、担当課のほうから今どういうふうなことをやっているかということについては、もう1回答弁をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 課長、答弁は。産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

公社の取組ということで、前段の質問でも御回答させていただいたんですが、今後です、総務省の、先ほど相原議員もおっしゃった総務省の経営強化アドバイザーの派遣事業等もですね、取り入れながら経営改善等に今後、結ばせていただきたいなと思っています。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） しかれば、町長にお尋ねしますが、さきの財務マネジメント強化事業、いつ知られたんですか。お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 強化プランということについてのことじゃなくて、財務マネジメントって、これこの前委員会で言ったときのことでいいですか。委員会でそれを見てきたとか、もってきてきたとかということですか。それはまだ私のところには来ておりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） これね、産民の委員会で言ったときに初めて知った課長がここに

ございます。これ、今年じゃないですよ。もうかれこれね、相当時間たってんですよ。そういう意味で知ってますかって聞いているんですよ、町長。それを先ほどは分かったということで答弁いただいているんで、じゃあ知ってたんですか内容について、補助金6億円付いてるんですよ。そういうことも含めて御存じですかと。事務事業は職員に任せてっからと言えればそれまでなんでしょうけども、こういった事業をね、組長さん方のトップ管理セミナーというのにも含まれてるものですから、当然、町長は御存じおきのことだと思ったんで聞いたんですが、どうなんです。再度答弁お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容については、よく分かっておりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まあね、町長は分かんないということなんで、これをこれ以上引っ張っても仕方ないんで。

次にですね。空き家対策についての利活用ということで、町長は3期目にこれも挙げられています。今の現状が、令和2年からどれだけの空き家が出て、今どれだけ町のほうの空き家バンクに登録をいただいて、成約に結んでるか、内容を把握してますんで聞きません。ただ、本町における一昨年かな、たしかプレスの部分で、東京の企業さんと業務提携を結ばれたような形がございます。この辺りを活用しながら進められていると思うんですが、今後の展開としてちょっとお尋ねしておきたいのは、今独り暮らし、俗に言う独居高齢化という方が増えております。令和2年から今のところ大体150人強増えてるような形で推移が進んでると思われまして。そういった部分を町長どのように捉えながら今後のね、対策、担当課にお話をするのか。人口は減っているというものの、世帯数は増えてるわけですよ。そういったことを加味した中で、今後のこの空き家、町長はてこ入れをするつもりでいるわけですから、こういった形で進めるのかなと思うんで、ちょっとだけお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この独居老人対策は別として、この空き家ですけれども、結局、管理されている状況での空き家であればそれはそれでいいんですけれども、所有者もよく分からない、管理もされていない、そういう空き家が出始まりつつあるということですので、まず一番は所有者を確認されて、その管理をしっかりとってもらうような指導をするということだと思っております。それからこの活用ということになれば、例えば地方のほうに居住を求めてこられる方もないわけではないので、紹介できる空き家を整備すると、そういうことかなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まあ、今まで以上に力を入れて、空き家対策をなされるということで御理解しておきます。

続いて、先ほどの学校教育の施設、今視聴覚ホールというものを町長が再三言ってる、このものについてちょっとお尋ねをしておきたいなと思います。まだ漠然としてんだと

ということなんですけども、この事業を進める上でね、町長ね、財源、要は建てるんですから、ただじゃないんです。この財源については防衛費の話を何かちらっとしてたと思うんですけど、その辺りちょっとお尋ねしときたいなと。町長がぼわっと考えてる財源について、どういった形でこれを考えてるのか。差し支えない程度でいいですから、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前提としては白紙だということでありまして、これから、これは相手のいることですので採択、自らいろいろ考えているこのことが、防衛のほうでの採択要件としてどうなのかということからスタートするわけですよ。採択されれば、されれば、防衛の関係の補助をお願いして、そして規模も何も、ですから白紙なんですけれども、それからのことだと思っておりますので、まずもってこういう施設を何とかして本町に造っているいろんな活動に利用させてあげたいし、それから本町の文化活動関係についても、一つの励みになるのではないだろうかというふうにも思っております。これから防衛局のほうへ相談、それからいろいろお願いということからスタートということになりますので、あくまでも今は白紙です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あくまで白紙だと。ただ、町長のお話の合間合間、会話の中に防衛費のこれね、いろんな部分、建設事業としての金の考え方、何かあるみたいなんで、防衛費の第何条予算を活用するつもりでいるのかなあってちょっとね、防衛費ってあるじゃないですか、ね、条予算がね、これをどのような部分を考えていらっしゃるのか。

また、白紙のぼわっとしたところで構いません。箱物は分かるんですけど、建てる場所がどこなのか。予定としてさ、ね。町長の考えてる部分ですよ、これは。あくまでも町長が思いですから。

またあと、遊水地の件あったじゃないですか、町長ここに。避難場所として。花川地域についての遊水地のね。これの条件っていろいろあると思うんですよ。このくらいの降水量になって、これだけの水がたまらないとね、ならないっていうのもあると思います。その辺りを踏まえてどのようになっているのか、この3点、まずお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これあまり白紙の状態でね、あまり言うとな、これ独り歩きするんですよ。ですから、具体的なことについては差し控えますけれども、まず防衛との話合いから始まるわけですので、それもまだ正式にやってないうちからですね、どうこうということとは言えません。これは防衛の関係の中で希望しているのは、最大10分の7.5という補助のやつがあるんですけども、それをお願いできるかどうか。つまりね、これは防衛の関係とどういう関わりを、自衛隊関係とどういう関わりを持つかということなんです。ですから、これは議会でもしゃべっておりますからですけどもね。結局、これからうちの町のほうでも世代が交代する。これまでは演習場についての演習なり、そういうことについては理解を示してはきたが、これから果たしてそういう演習が頻繁

に行われたり、あるいは合同訓練が行われたりする場合は理解が得られるだろうかということの不安もありますので、自衛隊の活動を知ってもらうというそういうことが大事だろうということ、前に私は防衛の局長に言ったことあるんですよ、これはね。地元の人たちからそういう理解をしてもらわなければ、一々反対運動起こるような状態では駄目でしょうということ、言ったことあるんですよ。そういうことを含めて、その理解を求めるための自衛隊の活動を、理解を求めるための施設をうちの町には何もないんだと。だからそういう場合も使えるような施設、それから何回も言うように、子供たちも社会教育の中でも使える。万が一の場合は、避難所でも使える。そういう施設を考えているんだということだけを、ちょっとだけやね、話はしたことあるんですけども、それがいいか悪いか採択なるかどうかは別ですよ。あくまでもですから、今は白紙だということ、捉えてもらえればありがたいですね。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長は、あくまで思いは言ってるけど、内容については白紙だよと。それは分かります。ただ、75%の予算の部分を見ていらっしゃる防衛費。これ、何条予算という部分を言ってもらえないですか。私ちょっと分かんないけど、5条予算なんですか。7条予算でしょうか。8条予算ですか。お尋ねをしておきます。町長が言ってるわけですから。通常は7条予算かその辺りになるんじゃないかなと思うんですが、どうです、町長、お考えをどうぞ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっと私だけ言ってるの分かんないんだけど、これはね、あくまでも白紙だということ、それをね、それ前に前にと質問されるからね、ついぼろぼろとこうなってしまうんだけど、あくまでも白紙だという前提ですから、これは決まったわけでも何でもないんですからね。だからそこまで何条だ、かん条だって言われても、決まったんでねえんですから、これからだということ、捉えてもらうとありがたいですよ。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長まだ決まってないから、白紙だよと。だから、あまり聞かないでくれということで理解はします。ただね、町長ね、これやる上でね、一つ気をつけていただきたい。定住自立圏の形成に関する協定書って、町長、去年の1月27日かな、大崎市長と締結を結んでる内容あります。これの部分に、施設利用についての文言が載っております。まだ白紙だからこの部分は追求しませんよ。これもしっかりと整合性を持ってお出しただかないと、皆さんに御理解いただけないのかなと思いますよ。あくまでも、ある施設をみんなで最大限に活用しましょうねって大崎圏域で決めてるわけですから、そういったことを加味しながら今後のね、思いを考えていただきたいと思っております。

時間も進みますんで、次の質問に入りたいと思います。

3項目に入る前に4項目のほうにちょっと入らせていただきたいなと思います。今ね、

町長来年に向けて機構改革なるものをなされてると思います。まだ計画段階で言える部分、言えない部分いろいろあると思います。今の現在の構想、現状はどうかをお尋ねしときたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現在どのような状況だということの内容ですけれども、現在、本町では行政改革大綱に基づいた実施計画を策定をし、どのような構想か、これで機構改革ということでもありますけれども、まずもってこれは住民サービスの向上に資することということで、今、本部会議の中で補助推進班会議を開催して議論を重ねておる状況だということでもあります。内容等については、まだ今整理中ということになるかと思えます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） スケジュール、今年の8月頃からね、これについてすり合わせ各課長たちを集めいろいろやられてると思います。予定では、どうなんでしょう。今年度の12月くらいに私どもに示すような形になるのかなと思いますけども、内容について今どうのこうの、まだ決まってないことは追求しません。ただ、住民サービスの向上に資すること、簡素に機動力のある組織にすること、デジタルをはじめとした様々な行政課題に対応できる組織にすることと、基本方針考えておりますんで、それをどのように進めていくのか。また、ここにおける今度、人の配置、町長のね、専権事項でございます。適材適所というのをどのように進めていくのか。しっかりとそこを考えていただかないと厳しいんじゃないかなと。機構改革すれば約10年間その形で進むわけですから、10年先の色麻町を町長には見せていただくことだと思われま。そういう部分を各課長方と詰めていただきながら、しっかりと我が町にとって町民の裨益になるような機構改革を進めていただきたいということを、一旦この場切望しておきます。

5番目のほうにちょっと入りたいと思います。

新聞等にもありました。4番議員も言っております。身の丈に合った、これ町政運営ですけれども、どういった考え、町政って町の政治ね。こっちでちょっと答弁書もらうと、物の調整なってるもんですから、その点どうかをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

そうですね、身の丈に合った町政運営ということで、前にも町長が答弁しておりますが、いろいろ様々な表現ができますけども、端的に言えば地方債や基金に依存しない、歳入に対する歳出が過大でも過小でもない予算を執行することができているかという表現になろうかと思えます。北海道の夕張市の財政破綻を受けて健全化判断比率なんかも考案されまして、色麻町では実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等ですね、あと、それから将来負担比率ですか、この4指標を参考にしながら、身の丈に合った財政運営を行っているところでございます。

以上です。

- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 節の1問目で町長も答弁してないもんですから、どうなのかなとちょっと思うんですけども、財政に聞くとなかなか町長答弁に苦しんでいるのかなと思います。今、総務課長から4つの指標が基になって健全化を今図っておりますということ。それが身の丈に合った町政運営の指標になってるんだというような答弁をいただきました。それは一理あると思いますよ、私も。それについて理解できます。ただ、それだけで財政判断、健全化判断してよろしいんでしょうか、町長。ほかの指標はどうなんでしょう。例えば町長にこれお尋ねしておきたいんですけども、去る8月25日付で会計監査委員から令和4年の色麻町各種会計の決算審査意見書なるものが出ております。町長見てますよね。まず確認しますか、見てますか。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 見てます。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 何載ってました、お尋ねします。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 会計監査のほうからは、結びということで健全化判断比率は実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字はないと。それから公債費比率は9.9%、将来負担比率は76.3%となって、早期健全化基準は問題がなくて、計画的かつ慎重な財政運営に努められていると認められたというふうに結ばれておりますので、そうそう心配ないような内容で現在は進んでいるという判断をさせていただきました。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 結びはそうなっておりますが、例えばね、前段に財政の推移、これからお金の関係なるもんですから、財政の推定って何を基にして決められるんです、町長。財政力指標というのがあるんですよ。また、これに付随して経常一般費、財源比率というのも出てきます。このあたりね、標準財政規模の考え方にも合わせなくちゃいけない部分、またあと経常収支比率、実質公債費比率等々、先ほど町長言ったからあります。そういった部分をどのように町長は分析なされてるんですか、町長なりに思っております。例えばね、そっからいくと、さっき言った町長が将来負担比率について、ね、よくなってきてますよと。令和2年に101.8%から令和4年が76.3%、約ここで26ポイント良化してるわけですよ。その良化した理由、その背景、何なのか町長なりの分析なされてますか、お尋ねしときますよ、町長なりに。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） まず、大きく公債費ということで支出されたのは、まずなくなってきたと。ピークを超えたということですね。それから、公債費比率の場合は、要するにこの標準、標準規模、財政規模ですかね、これが分母ですから、分母が大きくなればここも小さくなるわけですね。その関係で公債費は少なくなってきたんだなというふうには思っております。ただ、この標準財政規模というのは、大体毎年30億円前後ぐらい

で来てるわけですがけれども、大きくはこれ動かないようです。ずっと最近見てみますとね。若干の上がったり下がったりはしますけれども、30億円前後で来てるということですので、これは経常的なものですので、経常的なこの一般財源なども入っているようですので、これなかなか町の努力だけではできない分があるということで、その辺は何とも仕方がないのかなというふうに思っております。いずれにしてもこの将来の負担比率は、これはやっぱり下げる努力はしていくということが大事だろうというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あのね、町長ね、将来負担比率の背景、なぜここだけポイントがこのような改善したかって聞いているんですよ。町長の言わんとしていることは分かるんですよ。26ポイント良化するということは、約7億8,000万円近くのお金が良化してるんですよ。3,000万円で1ポイント良化するってことですから、単純計算するとね。単純な話、この7億8,000万円の金、私なりの理由としては、町長も進められてた企業誘致第1工区の売却できた金、ここに財源が戻ってきてるわけですよ、1つ。あと令和2年、3年、4年とコロナの臨時交付金、これが約5億6,800万円近く来てんのかな、そういった部分がここ乗ってるからもうこれだけポイントが良化してるんじゃないんですかっていうことを聞いているんです。そういう意味で、町長はどう捉えているか。また、先ほどの財調の件ね。令和2年から4年までの間、約2億円積み上げられてるんです。良化してんですよ。これだってこの部分から来てるんじゃないですかと。標準財政規模の話さっきありました。ね、令和2年、3年、4年、30億円から今、令和4年で大体33億円超えてるのかな。そういった部分をどのように町長は判断し、今後の財政運営を図るのかなと。標準財政規模がこのまま回っていて成り立つかどうか。ね、そういった部分をどのように考えていらっしゃるかっていうことをお尋ねしているんですよ。再度お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） まず、前段の部分で実質公債費比率が100ポイントだったのが76.3%まで、すみません、そうですね、将来負担比率が減ったということですけども、まずそのまず1つの要因としましては、まず工業団地の第一工区が売れたということで、それが1つの要因となります。

それからですね、ここ四、五年につきましては、まずですね、借入れ、起債、償還金が起債発行額を上回っている、借金を返す以上に借金はしない、そのことがこの起債の残高を減らしている要因になっておりますので、その点からするとこの将来負担比率が減ってきた要因だというふうに考えております。それで今後の。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 監査委員の方からの結びにあったように、現状ではそう心配する必要はないと、私もそう思っております。ですから、仮に何が起きるか分かりませんが、何が起きるかはその分かりません。例えば災害が出たとかね、何が起きるか分かりま

せんが、現状の状況では財政的に順調に推移しているものだというふうに思っておりますので、私としてはそう心配はしておりません。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「構いません」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午後11時11分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 先ほど課長からの答弁、町長からの答弁をいただきました。将来負担比率について、私のほうから団地の売却、土地売却、コロナの交付金、そういった部分も含め、課長から着実に起債の償還をしてきたからこういった評価ができたんですよというお話でございます。なるほど、それは理解させていただきました。

また、先ほどのちょっとね、私の答弁で誤りがありましたので、ここでおわびをしたい。町長の75%について、75%って話あったじゃないですか、防衛費、言ってたじゃない。あれ7条じゃなかったんですよ、8条の間違いでした、私。大変すみません。俺7条って言ったんですよ、私、8条の間違いなので、条項の部分ね。すみません、その点だけはおわびしておきます。

なおですね、今、財政についていろいろお尋ねしてんですけど、なかなか財政に触れると町長以下、課長も、何か下を向いてしまうものですから、違った観点からじゃあお話ししたいなど。標準財政規模今30億円以上超えていると町長言っておりました。その理由は、標準財政需要額、これがあつたがゆえにそういった部分が増えてきてるんだろうと思われま。それを使うことということは、結局人口、町民主権在民に対していろんなことをやっていかななくてはいけないということになるとは思うんですけども、町長が考えていらっしゃる人口面のビジョンをどのように今分析してるのか。令和2年から追って行って、今、色麻の人口が現在6,300何がしという人口になっております。町長が前に自立可能なまちづくりという言葉は再三言ってるんですけども、そのときの人口が最終人口として6,000人という言葉が言われた記憶がございます。覚えていらっしゃるかね。この6,000人に目の前に差しかかかっているところで、その辺りをどのように分析するのか。今の推移、人口の進み具合、また少子化率、出生率等踏まえて、なおかつ逆の部分でいけば高齢化率というのもございます。ここは色麻町だけじゃなくて全国の市町村の団体、自治体についての課題でございますので、その辺りをどのように推

測をしながら色麻町の今後の町政運営を図っていくのかお尋ねをしておきたいと。

また、標準財政規模は今のままでよろしいのかどうか。人口減になってくればそれなりの部分が出てくる、いろんないびつ化になってくる部分が出ると思われれます。適正な標準財政規模、町長が将来見越してる人口減の中で、このくらいだったらやっていけるだろうというのはどういった考えがあるのか。分かる範囲で構いませんので、答弁をいただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この人口の動態推移っていうのは、大体、社人研のほうで予想されたような内容に近いように減ってきてます。ですから、社人研の、いわゆる社会人口研究会のほうで出した資料から言えば、たしか2040年が一つの目安として5,000、色麻町の場合ですと5,300人から400人くらいではないだろうかというふうに記憶しておりますけれども、つまり、数年前までの10年間で毎年100人ずつ減ってきたことは前にも申し上げたとおりです。この数年間で70人からぐらいの減少というふうになっておるんですけれども、いずれにしてもこの出生数、出生数、これが少ないというところに問題があるわけですね。やっぱり生まれれば、必ずこれは理屈じゃなくて必ず死ななくちゃなりませんので、問題は生まれる人が多くなり得るかどうかと。つまり、若い女の人、あるいは若い人たちが定着できるかどうかというふうにもなろうかと思いますが、現状の状況では、年間生まれる人30人前後、30人下る場合もありますけれども、そのぐらいしか生まれてないという実態ですね。ですから、心配するのは、この交付税が人口割もあるわけですね。それで今のような状況で人口が減って、交付税がそれに伴って減ってくるということになると、これはどこでもって言うていいか、ほとんどの町が減ってくるわけですが、多分算定する要件として、これだけに重みを置くものではないだろうというふうに、今のところですよ、甘くですけどもね、甘く私見てるんですよ。でするので、今言ったように、標準財政規模30億円ぐらいは確保できるだろうというふうに見てます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の考えというか、展開ね。将来2040年ビジョンを見据えた中でのお話もいただきました。色麻町の2040年ビジョンとしては、5,300人から5,500人だろうというお話でございます。現状今、令和5年の9月現在で色麻町6,308名かな、推移的になってます。出生率についても、令和4年、3年で30人、4年で28人かな、今。約町長言われたとおり、30人前後なんですけど、ただ、この出生率、県内で順位的にどうなのかね、考えてみるとね、上位なんです。4位だそうです。ですから、そんなに町長言うとおりに、悲観することはない。甘く見てね、悲観することはないと思います。そういった部分を加味しながら今後の2040年ビジョン、色麻の持続可能なまちづくりというのを考えなきゃいけないかなと思ってますよね。町長の言われたことは、私個人的な展開ですよ、標準財政規模30億円と言ったけど、30億円切るんじゃないかなと

思っています。それでも国からの交付金は間違いなく来ますので、来る限りは町は持続可能なまちづくりができるだろうと思われま。その中で町長の考える身の丈に合った町政運営ということを考えていただきたい。だから無駄なことはせず、無理なことはせずね、できることからやっていただきたいかなと思っております。

ここでね、私として町長に3期目に向かってお願いといいますか、切望したいことがございます。町長、当たり前前を当たり前前に行っていただきながら、それを着実に実行する。また、自助、公助、共助という守備範囲、しっかりと主権在民の方に、ね。自治体としてはここまでしますよ、こっからは自分の自助努力でお願いしたいと、それを明確に示すガイドラインをしっかりとやっていただきたい。何でもかんでも町で全おんぶにだっこじゃないでしょうから、町長ね、その点はしっかりと示していただきたい。

また、主権町民に対してしっかりと信頼されるまちづくりを努めていただきたい。それが町長の言われてる持続可能なまちづくり、3期目の内部資料に載っているとおり、守りたい人がいて、守りたいふるさとがあるわけですよ、町長のね。ここにいる方々みんなそうだと思います。執行部の課長方、議員諸公各位においても、町のためにどうしたらいいのか、けんけんがくがくここで議場でやられてるわけですから、それをしっかり受け止めながら主権町民の方に、何が一番裨益になるのか、最大限に努めていただきたい。そのために最初の経費を最大の効果を表すというお題目、大前提がございませ。それを胸に刻んでいただきながら努めていただきたいと思っておりますけれども、そういう意味でのまちづくりの指標、町長、指標と言われるとちょっと厳しいんですけどね、町長の今の3期目の指標、どういった考えなのか、まずお尋ねしときたいなと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、自助、共助、公助という話もちよっと最後のほうにあったんですけれども、やっぱり適正な負担、いわゆる行政改革というのはそういうものだと思いますけれども、いわゆる町のやれること、それから町民一人一人としてやらなくちゃならない、負担しなくちゃならない、いわゆるそういう適正な負担ということも、これは理解してもらわなくちゃならないだろうというふうに思います。

結局、若い人たちがここに期待を持てる町でなくちゃならないわけですね。ですから、若い人たちに魅力を持たせるような、言わば、今質問の中に言われたこともそれはそのとおりなんですけれどもね、着実にできること、それはそのとおりなんですけれども、やっぱりね、ある程度夢を町としてですよ、夢を与えなくちゃならないと思ってるんですよ。そういう一つの中で、私は今回、皆さんからはどの程度納得してもらっているかも、もらってないか分かりませんけれども、視聴覚ホールというのなんかもね、私は若い人たちの夢を与えるものだと、ものの一つだと私なりに思ってるんです。できるかできないか、これ言えないから、言えないからですけども、そういう気持ちで私も進みたいと思っておりますので、できれば議会の皆さんにも御理解をいただきながら協力していただいて、若い人たちがどういうものを求めて、どういうふうなことに魅力を感じるか

ということ、どうぞ提言していただければ私としても大変ありがたいと、そういうものを指標として進めたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の指標、決意というものを聞かせていただきました。夢と現実ね、置き換えればやりたいことと、やらなくてはいけないこと。常にそれは考えていただきたい。その中で、町長に事の優先順位というのをしっかりと図っていただきながら、まちづくりを進めていただきたい。それが町長にとっての責任と義務ではないでしょうか。そういうことを常に胸に刻んでいただきながら、3期目の事業を進めていただくことをお願いします。

○議長（中山 哲君） 以上で、3番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。1番大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） それでは、一般質問を始めます。

まず1番目。リチウムイオン電池を含むごみの分別についてについて質問いたします。

今年の7月に大崎広域リサイクルセンターでリチウムイオン電池が原因の火災がありました。それで大崎広域行政事務組合から、このリチウムイオン電池の分別が呼びかけられているのですが、色麻町ではどのように周知しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の1問目についてお答えを申し上げたいと思います。

リチウム電池の分別どのように周知しているかということですが、今、質問にあったように、リサイクルセンターのほうで、広域のリサイクルセンターのほうで、ちょっとした火事がありました。今言ったように、原因はリチウム電池の発火ということでした。それで、ごみの分別でありますけれども、家庭ごみの分け方というポスターサイズ程度の写真つきのものを各家庭にお配りをしまして、ごみ類の分別を行っていただいております。リチウムイオン電池は、ほかの不燃ごみと分別して小型家電乾電池として1つのボックスに仕分することとしております。また、7月には大崎地域広域行政事務組合からのリチウムイオン電池の出し方のチラシを全戸配付をしております。内容は、ボックスに入れるときは、リチウム電池を外せる場合は取り外して、外せない場合はそのままボックスへ入れる旨の案内となっております。そのほか町のホームページにもリチウム電池の出し方について掲示をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） リチウムイオン電池が原因で火災があったということなんですが、その詳しい経緯は把握しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 広域のほうからの報告は受けております。ただ、現場を直接見に

行ったわけでありませぬので、あくまでもこれが原因でリチウム電池が原因で発火をして、そしてちょっとした大きな火災ではなかつたんですけれども、火災が出たという報告程度のものだけしか私としては存じておりませぬ。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 不燃ごみ、灰色のボックスに入れる不燃ごみを細かく砕く作業をしていたときに、そこに混じっていたリチウムイオン電池が発火したということのようです。リチウムイオン電池はスマートフォンなど小型の充電式家電などに使われていて、強い衝撃とか圧力が加わると発火するということなんですね。大崎リサイクルセンターでは、その発火があればすぐ消火するという体制を取っていて、そのときも1か所は消火したんですが、実は2か所で発火が起きていて、その2か所目を見逃していたので、それがベルトコンベヤーまで行ってしまつて火災につながつたということなんですね。つまり日常的にそういう発火が火災につながりかねない発火も起きてると。その状態を改善するために、今回このチラシによる呼びかけがあつたんだと思います。ちなみに仙台市では、そのリチウムイオン電池を含むものが燃えるごみに流れていて、燃えるごみの収集車の中で火事になつたという事故が何回も起きてるそうです。

色麻町では7月にチラシを広報と一緒に全戸配布しました。それから9月の広報しかまには、1ページを使って記事にしています。この広報に出した記事やチラシは出してはいるんですが、各家庭のその分別する現場にいる方たちに伝わるのが一番大事だと思うんですけれども、どのくらい伝わつてると町長はお考えになりますか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

その町民へのどのくらい伝わっているかということなんですけども、4月のチラシについては全戸配布させていただきましたし、広報しかまとか、あと、町のホームページにも掲載しております。今回の一般質問で、ほかの議員の方からもそういったチラシの浸透云々についての質問がありましたけれども、なかなか特にそのリチウムイオン電池とかごみ出しについては複雑というか、そういった内容でありますので、確かに分かりづらいところもあるのかなといったことは思つております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、②の質問と重複しますのでそこに行きますけれども、リチウムイオン電池を含むごみの分別について、実際に家庭で携わっている人への周知が必要ではないでしょうかという質問をまずしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりですね。問題は、どういうものにリチウム電池が入っているかどうか、そういうものをきちんと分かつてもらう必要があります。その上で、今言ったように、家庭に実際にそれを取り扱う人、家庭の中で取り扱う人に知ってもらわなくちゃならないということになりますので、そういう具体的にこういうものに入つて、ああいうものに入っているというものを、やっぱり確認させてもらう必要がある

のかなというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 広報もチラシもホームページも、町はこういう対応をしましたという結果は見えるんですけども、対応したということと、それが実際に伝わっているということとは別の話で、広報というのは、ぱらぱらとめくって興味のあるところに目を通すという人も多いわけです。だから、町広報やチラシを出しただけでは仕事のまだ半分であって、あとの半分は積極的に地区に出向いて対面で説明をして質問を受けてやり取りするということが必要だと思います。そのことについていかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 本来ですと、2年に1回ぐらいは町主催の座談会を実施してきましたんですけども、このコロナで心配になってきてからは、ずっと実施できなくております。そういうことで、もしこれから計画を、座談会のような計画をすれば、その中では来た人、あくまでもほら、来なければどうにもならないんですけども、来た人にはそういう説明も含めたいというふうに思います。今のところは、そのための各地区にお願いして集まってもらうという計画は持っておりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ちょっと回答書でいただいた内容と大分違うんですけども、どのような製品にリチウムイオン電池が使われているのかの含め、多くの製品の例を写真を使って周知する予定ですというふうに回答いただいていた。それで、先ほどその町民座談会とかいう話もありましたし、衛生組合から要望があれば、そういう地区に出向いて周知しますという回答もいただいていたわけなんですけれども、衛生組合長というのは、つまり区長さんのこととして、衛生区長さんから要請を受けて、例えば地区の総会なり座談会で説明したとして、そこに毎日のごみの分別を担当している人がどのくらい来ているだろうかということがあります。リチウムイオン電池を含むごみの分別全体について今お聞きしてるんですけども。地区の総会というのは、どちらかというと男性が多いんですけども、その方たちが家庭の中でごみの分別を担当していないとすれば、説明を聞いてもやっぱり人ごとになってしまうんですね。ごみの分別はどちらかというと女性が担当していることが多くて、そうすると例えば女性がたくさん集まる場所、婦人防火クラブの総会であるとか、そういうところに積極的に出向いて説明するというのを考えてはいかがでしょうか。来年からは製品プラスチックの分別も始まります。なおさら相当変わりますので、そういうことが必要ではないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもってですね、今回7月にチラシを配布いたしまして、それ以降のその分別状況を大崎広域の情報を収集しながら、連携しながら、その内容によっては、やはり説明は必要だなあということになっていくと思いますので、この辺については地区の要望があれば出向いて、周知に当たりたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） どのような製品にリチウムイオン電池が使われているのかを多くの写真を使って周知する予定ですかということ、ではそれはやる予定ということではないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

現在そのリチウムイオン電池を使った製品というのがかなりの数がございまして、それを大崎広域それから構成市町村で連携しながら、こういったものに使われているかというのをですね、製品の写真の実際撮って、それを周知できればいいなあということで、まだそれが始まったばかりで、こういった形で周知していくかということまでまだ決まってませんし、時期的なものもまだはっきり決まっておりませんので、いずれそういう形で情報を提供していきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 来年からその製品プラスチックの分別、つまり容器包装のプラスチックだけじゃなくて、製品としてプラスチックになっているものも一緒に分別することが始まるので、何らかの形で周知というのは、対面での周知というのをぜひしたほうがいいと思います。

それで、婦人防火クラブというのを今、例に出しましたけれども、ごみの分別というのを人ごとではなくて自分ごととして受け止める人たち、つまり実際に携わっている人たちに十分に正確な情報を伝えてほしいという意味でした。毎日やってる人であれば、次々に対面でやれば質問が出てきて、実りある説明会になると思います。ただ、それは分別は女性がすればいいという意味ではありません。むしろその逆で、ごみの標語の中に、混ぜればごみ、分ければ資源という言葉がありますけれども、家族みんなが分別の当事者になると、分別はとても楽になります。例えば、ペットボトルのお茶を飲んだときに、それをゴミ箱に捨てないということが分別の第一歩です。それから、ラベルを剥がしてプラごみに入れて、本体はゆすいでペットボトルに分別すると。その作業を飲んだ当事者がすればそこで分別を完結してしまうので、誰か後で時間をつくってその作業をまとめてする必要がなくなると。つまり、分別がより進むと同時に特定の人への家事の負担が軽くなると。説明会では分別についての正確な情報を伝えると同時に、分別は家族みんなで行きましょうと伝えることを提案したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

なお、実際その地区に出向く機会がございましたら、そのときに参集対象者というんですか、そういった方については女性の方の参加を、衛生組合長さんと相談しなければなりませんけれども、そういった女性の方にも参加していただく、極力その家族の中で複数の方に来られるような周知ができればなと考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 分別をする当事者として、家族の中の子供たちも重要なメンバーになります。色麻学園の4年生では、ごみの勉強をしていると思いますが、大崎リサイクルセンターに見学に行くということがあると思いますが、そのほかに教室で学ぶ時間がどれくらいあるかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

色麻学園の4年生の社会でですね、ごみの処理と利用について学習しております。家庭ごみの出し方や出されたごみの収集の仕方、クリーンセンター、処分場でごみができるように処理されていくかなどを学習しております。また、クリーンセンターで燃やした灰の処理方法や灰の再利用、資源ごみや粗大ごみの再利用についても学習しております。さらに、ごみ処理の問題やごみを減らすための取組について考える学習も行っております。先ほど時間数まで御質問だったかと思うんですけども、ちょっとその時間数まではちょっと把握しておりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ありがとうございます。つまり、必要な知識を学習指導要領に従って学んでいると思われれます。

ところで、知識として頭に入れるのと、それを実際家に帰って実践するのとは、またちょっと別なことなんですね。学んだことを家に帰って実践するように、ぜひ子供たちに意識的に声をかけることをやってはいると思いますが、改めて提案したいと思います。

その理由は3つあります。

1つは、子供たちの目があることで、家の中でお友達もより意識的になるということです。仕事や家事に追われると、分別はついおろそかになることもあります。例えば、牛乳パックをそのままごみに捨てようとしたら、「お母さん、それ捨てちゃ駄目だよ」と言われて、はっとしたという方がいらっしゃいました。子供の目があることで家の中にいい流れができます。

2つ目は、実際に自分で飲んだものをちゃんと洗って分別の中に入れるということが習慣になってしまえば、分別するということは大したことではなくなります。身につくということが家事をすることの入り口になるんですね。そういう家の中にはこういう仕事があるんだということに気づく、家事労働というものに気づくきっかけになると思います。

3つ目は、分別を当たり前のこととして身につけて、家事に関心を持った子供たちが大人になることで新しい時代にすぐ適用できるということが言えると思います。日本の女性は、男性の5倍以上の時間を家事に費やしているという統計が内閣府のデータにあります。これは日本の男性が外で長時間労働をしているということが大きな原因にあります。でも、それを割り引いたとしても、家事に充てる時間は女性が多いというのは事実だと思います。子供たちが家事に関心を持ち、家事に関わるようになれば、これまでもよりも男女共同参画の社会にぐっと近づくと、色麻にそういう若い人材がたくさん育つ

というのは、これからの色麻にとってとても重要なことだと思います。

以上のことから、子供たちは、子供たちに家の中ではあなたたちが中心になってごみの分別を進めてほしいと声をかけることを改めて提案したいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） ごみの分別についての提案でございますが、まず学校ではですね、これはもう大前提。誰がごみの分別を中心になってやれっていう指導はしてないと思うんですね。やっぱり子供たち、4年生でいわゆる人々の健康だとか生活環境を支える事象についての勉強の中でですね、例えば水道事業であったり、ガス事業であったり、あとその中の延長上にあるというごみ分別等について勉強しているものであって、いわゆるそれはね、その前提にあるのは、やっぱり自ら学んでいる児童そのものはきちんと自分で分別しましょうと。あと、機会があれば勉強したことを家庭生活でも生かしましょうというのは、このごみの分別にこだわらず、全ての学習の中で前提として取り組んでいることでもありますので、それはですね、特に大上段に構えなくてもですね、学校ではやられることだと思います。

あと、私ごとですが、私もごみの分別っていうのは、基本的に家庭内の個人個人がそれぞれやって当然なものだと思ってました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ありがとうございます。

1番の質問はあと最後になるんですけども、まず今、これまで申し上げたこと3つあるんですが、効率化ということですね。仕事では効率化というのは常識的なことですが、それを家庭内でもごみの分別という家事の効率化をしましょうということで、もちろんそういうごみの分別というのも大分進んできましたので、そういうことが行われている家庭も多いと思いますけれども、ごみの分別というのは、使い終わってばらばらに散らばっているものを洗って仕分するという話なので、とても効率の悪い作業なんですね。それをみんながそれぞれすることで、1人に負担が行くことなく家事を効率化できるということです。それによって自由に使える時間を増やそうということです。

それから男女共同参画ということで、色麻町ではそれに関する担当課というのはないんですけども、男女共同参画というのはイベントをしたり、講演会をしたりすることではないので、なくても、ないのは私は構わないと思います。むしろ各課横断的にそういうことも頭に置いて仕事をしていただければと思います。

それから、子供の教育について、ことさら分別のことで分別を中心にしましょうということを言ってほしいという意味ではなくて、子供というのは近い将来の大人なわけですね。大人は年を取るほど行動を変えるのは難しいんですけども、子供はとても柔軟です。ぜひ、新しい価値観を身につけた世界に通用する人を育ててほしいということです。これについてコメントあればよろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全くそのとおりだと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

色麻町内の学校における公共交通についてということで、色麻学園では学校に通う交通手段は確保されていますけれども、町内の加美農高においては交通手段が途切れており、自力で高校まで行けないことが生徒確保の課題となっているようです。町として支援は検討しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の2つ目の質問にお答えを申し上げたいと思います。

加美農高生の交通手段ということでございますけれども、平成26年度に加美農業高等学校において全校生徒を対象としました通学に伴うバス利用アンケート調査が行われております。この調査では、色麻町役場前から加美農高まで既存の路線バスを延伸した場合に、アンケートに回答した生徒の約3割が利用すると回答したとの結果でした。

この結果を受けて、ミヤコーバスさんのほうに翌平成27年4月よりミヤコーバス色麻線を朝夕それぞれ1便を加美農高まで路線を延伸いたしました。

しかし、結果的にですけれども、利用者が少なくて色麻線全体の収支を圧迫することから、ミヤコーバスの判断によって同年10月に路線延伸を取りやめてしまったと、こういう状況でございます。

それで現在、この支援関係についてはいろいろ考え中でありましてけれども、検討をしている段階だというふうに言わせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この交通手段が途切れてるという話なんですけれども、一番大きなのが寮に入っている生徒で、町外の遠いところから通う生徒で、1年を通して入寮している生徒の話なんですけれども、土日は寮が閉まっていますので金曜日の夕方迎えに行き、月曜日の朝に送っていくということが必要になります。祝日も閉まりますので、月曜日の朝に、火曜日、水曜日が祝日の場合は、月曜日の朝に送って、また火曜日の夕方に迎えに行き、木曜日の朝に送っていくということで、ほぼ毎日のように送り迎えが出てしまうということで、遠方のお子さんにとっては非常に大変で、実際問題としては色麻役場前から加美農まで歩いている生徒さんたちがいるか、またはそれを諦めて別の高校に入学するという状況のようです。

例えば、去年は気仙沼のほうからフリーオープンスクールのときに見学に来て、来た女子生徒がいらっしゃって、近くにも農業系の高校はある、農業系の授業をする高校があるんですけども、本格的に農業を学びたいということで加美農に来たんですが、その交通の問題でちょっと送り迎えをするのは無理だし、なかなか大変だということで名取のほうの高校に行ったようです。その方は、家が農家というわけではない一般家庭のお子さんで、しかも農業を本格的に学びたいということで、そういう方が色麻に来れなかったということがあったようです。

この加美農をめぐる隣町の加美町の取組なんですけれども、加美町ではコミュニティバスを運行していて、その中で加美農線というのがあるんですね。朝に1回、夕方5時と6時に2本出しています。何ていうか、料金は一般の人の半額の150円で、定期になればもっと安くなります。あと、学校の行事によっては時間帯が変わることもありますと書いてあって、ほとんどスクールバスのような扱いなわけですね。お隣の加美町でそういう対応をしているんですが、色麻町として役場から加美農までの3キロの空白というのを埋めることはできないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 冒頭、検討中というふうに申しあげましたけれども、今、質問の中では、大きく2つの問題があるなというふうに思いました。

1つは寮生、それから遠距離で毎日通っている方、そういうことだろうと思いますけれども、寮に泊まっている方については、校長先生からの御依頼もあった関係で直接、私は教育長のほうにそのことで、その今の制度であると今言ったように、必ず金曜日に帰って月曜日に送って来なきゃいけないという、いわゆる寮にずっと入って入れられないということですね。ですので、今の寮ということじゃなくて、こういう寮ということじゃなくて、いわゆる寄宿舎という制度に変えてもらえないかというお願いをしてきました。まだ結果としてどうなるかということについては報告は受けておりませんが、寄宿舎ということで、通してずっと寮を利用できるということになれば、今言ったような時間の、いわゆる金曜日の夜に帰って月曜日朝に迎えに来るといって、それは何とかできるんですね、回復できるわけですから、その件は直接お願いをしております。

それから、今言った遠距離のほうからバスなりなんなりを利用して、ここから学校までの間、通学をしているという方については、今ちょっと検討をさせてもらっているという状況です。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員、ちょっと。大内直子議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、質問を続けたいと思っております。

先ほど町長が寄宿舎とおっしゃったのは、今の寮をそのまま寄宿舎ということに変え

るということで。そうすると土日に寮を管理する人をつけて、あと、食事を提供する人も準備するというので、そのお金を県に出してもらおうという、そういう交渉ということでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） どこまで具体化されるか分かりませんが、一応、寄宿舎制度ということになれば、今言ったようなことが考えられますので、当然そういうことを県のほうにも確認をしなくちゃならないということになります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） そういうことが進めば相当、加美農もいろんなことができてとてもいいなと思います。ぜひお願いしたいと思います。

農業については、本当に後継者もいなくて大変だという、ぎりぎりだという声がいっぱいある一方で、国内で食料自給を高めなければならないという機運も高まっていて、やはりこの農業農地がたくさんある色麻町にとっては、大変だけれども可能性がいっぱいある時期だと思うんですね。ですから、農業高校のように若い農業に志す人が集まる場所というのは、非常に貴重なものだと思います。

あと、女性農業者に農水省も力を入れてまして、農業女子というのがあるんですけども、女性の発信力というのは非常に大きくて、農業女子と企業がコラボをして製品を作ると、加美郡内でも複数の店舗でその農業女子と企業がコラボした製品が出てます。その製品というのは機能的でカッコよくて、しかも値段がリーズナブルであるというのが、女性の提案で企業とコラボして出てるという状況であります。あとは発信力が高いということもあります。町内でもユーチューブなどを積極的に発信している方もいらっしゃるんですが、私がフォローしてる大分の女性は後継者がいないので、カボス園やらないかと持ちかけられて、じゃあやってみますという形で始めた人で、何ていうか、農業問題というおっきな切り口もあり、今日はこんなことやったんですという、ちっちゃな目の前のことの情報もあり、本当にいろいろ混ぜて面白い発信をしてて、こういうことを今の若い人たちはやるんだなということを実感しています。そういう意味で、ぜひその加美農の存続ということには力を入れていただきたいというのがまず1点です。

もう一つ、公共交通ということがあります。令和2年に地域公共交通活性化再生法の改正法が施行されました。そこでは地域公共交通計画をつくるのが全国の地方公共団体の努力義務になってます。これは公共交通が空白になっている地域をどうするか。あと地域全体の公共交通をどうするかについて関係団体、例えば交通事業者とか、そういう関係団体が集まって検討を重ねて具体的に行動を起こすというための計画、それが地域公共交通計画なんですね。そのためには協議会をつくるか、いろいろな定めがあるわけですが、全国の地方公共団体の努力義務ということなんですが、色麻町では何かそれに関して予定はあるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、加美農高の存続ということでありましてけれども、この件に

については私も全く同感であります。今、子供たちが減っておって、高校関係の構成といえますか、数的なことも含めての県のほうでもいろいろ検討に入っておるようです。そういう中で、教育長と話、さっき言った寮の関係もさることながら、県の教育長とお話しをしたときに、やっぱり実業高校というのは、農業、漁業、いろんな実業関係、工業も含めてですけれども、実業高校は減らすべきではないだろうか。若干子供たちが減ってるということで、普通高校を調整することはいかがなものかですけれどもね。そういうことにあったにしても、実業高校はやっぱり減らすべきではないだろうかという話はして、意見を交換してきましたけれども、実際に今大崎管内でも、今、東のほう西のほうということでね、学校の編成といいますか、高校の編成ですけれども、今いろいろ議論に上がっている状況であります。いずれこっちの大崎の西関係のほうについても、どういう形かでの話が進められるというふうに思いますが、今申し上げたとおり、実業高校については、残すべきではないだろうかという意見は私も申し上げております。

それから、この企業関係と女性のコラボ大変これも結構だと思います。農業関係についての大事な重要性ということについては、大内議員ともこれは同じ考えでして、ただ問題は、今取り組まんとしておる、いわゆる地域計画なるもので、将来この地域の中で、どなたが実際に耕作をするのかという大きい課題が突きつけられているのも事実ですね。重要性もさることながら、そういう課題も目の前にはあるということですので、それらも勘案しながら進まなくちゃならないのかなというふうには思います。

それから地域公共交通関係については、現状はちょっと後で担当課のほうから状況を報告をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

その地域公共交通会議でございますが、現時点では本町ではこの会議は設置をしていないと。これはデマンド交通あるいはコミュニティバスを導入すると、仮に決定がされれば、当然この公共交通会議というのが設置をしなくちゃいけないと。これ以前、一般質問でもございましたけれども、当時、本町がいわゆる路線バスの再編時にですね、当然その王城寺線、あるいは円光大師線、あとは高城線ですかね、あるいは西古川線、これらが廃止になった段階で、当然そこが空白になると。その当時利用者を、そのバス利用者を状況確認をしたところ、やはり多いのが小学生の通学あるいはその病院を御利用になる、役場まで来られる高齢者の方という利用者の状況から、当時、児童生徒送迎バスのこれを町内全域に網羅をしたと。まずこれで児童生徒はクリアするであろうと。それから、高齢者に至っては患者送迎バス、これを本数ルートを決めてですね、本数を増やしたり、あるいは病院に限らず役場中心、色麻町内中心部にいらっしゃる方はどうぞ御利用してくださいといったようなアナウンスを当時させていただき、公共交通会議、いわゆるコミュニティバス、デマンド交通を導入せず、現在に至っているという状況でございます。

加美農云々も含め、公共交通全体で考えますと、当然以前にも御質問ございました例

えばその定期券の助成とかですね、いろんなところでの課題がございます。加美農に向かういわゆるバスといいますか、デマンド予約型といいますか、それも含めてですね、今後どのようにしていくか、あるいはその町がどのような形でそこに支援ができるのか検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この地域公共交通の関連で、宮城県でも宮城県地域交通プランというのを令和3年から令和7年までの計画を立てています。その理念が、誰もが安心して住み続けられる地域の暮らしを支える地域公共交通の実現と。それを実現するまで、するための手段として、自家用有償旅客運送というのがあります。いわゆる白タクですね。白いナンバープレートの普通車で料金を取って運送することが一定の条件下で認められるようになったということで、その担い手は自治体であったり、NPOであったり、農協、商工会等々いろいろな団体が想定されていて、交通事業者が全体の運行を管理するというのもできて、それによって収益にもなるということがありまして、そういうことは十分色麻でも使えるのではないかなというふうに私は思いました。空白地域をそういうものも使って埋めると。それから、高校生の定期代の負担を軽くしながらバスの乗り手を確保して、バスの事業者の収入確保も目指すと。など様々なことを地域の公共交通というくくりの中で、全体的に考えて組立てていくことはとても大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それらも含めて検討中ということで、そこまでしか回答、今のところはできません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 送迎交通という言葉をお聞きになったことあるかどうか分かりませんが、私も最近知った言葉で、送迎交通とその担い手に着目した実態分析という研究がありました。色麻町も家族の送迎、家族同士の助け合いによって、その交通を確保しているという御家族も多いと思うんですけれども、その実態分析の研究によると、送迎を担う人は女性が多くて男女比で3対7と。つまり、お母さんという役割の人が送迎することが多いということなんですね。送迎してもらう側としては、例えば病院に行ったりとか、必ず健康にとって必要なものはやってもらうけれども、そのほか遊びに行きたいとか、友達と会っておしゃべりしたりとか、そういう自分の楽しみごとにそこまで送迎してもらうことは、やはり遠慮を感じるということがあったり、あるいは送迎をする側としては昼間病院に、例えば送迎があったとして、朝晩子供の送迎があったり、塾の送迎があったりいろんなことがあって、1日のうちで何度も細切れに時間が使われると、パートに出ることも難しいということがあります。皆さん、色麻町の皆さんは、そのところはお互い助け合いの気持ちで毎日過ごされてると思うんですけれども、そういうお母さんの姿を見た娘をどう思うかということがあります。自分がこの地域で結婚して家族をつくると、そういう送迎人生が待っているのではないかと。それから脱出する方

法として、公共交通がしっかりしている地域にもう移ってしまおうということを発想する女性があっても不思議ではないんですね。今の若い女性は、もう自分で仕事を持つということが当たり前になってるので、そういう意味ではこの考えはちょっと現実味を帯びていると思います。家族の助け合いだけでは、それに頼るだけでは地域がもたないのではないかという懸念があるんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろんなケースがあろうとは思いますが、今、これいい、悪いは別にしてですけども、そういうことも含めて、もしかして核家族化なって若い人たちは別な生活スタイル、あるいは生活サイクルということになっているかもしれませんし、あるいは比較的高齢世帯が残っているということで、今言ったように、助けも必要とする人たちが多くなっているということもあろうかもしれませんが、いずれにしてもですけども、この公共交通関係についてもう少し調査をしながら、町として例えば民間の業者を圧迫しないように、それから現在、今持っておる交通手段、町で持っている交通手段で利用できる範囲はどこまであるかどうか、そういうことも含めながら検討中だということでご捉えていただければと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今年の6月にG7の交通大臣の会議というのがありまして、その中で日本と欧米の考え方の違いが際立ったという新聞記事がありました。日本では国鉄の民営化等々、民営化が基本ですので、事業者の採算が取れるかどうかということが交通問題の前提になってます。それに対して欧米では、まず全ての人に移動の自由があると。全ての人に平等に公共交通を提供するという発想がまず最初にあると。だから、公共交通はまちづくりに必要だということで、乗車率が低くても政府が財政支援をして維持されているという状況があるようです。日本でも、やっとその地域に関わる全ての人が連携して取り組むことが重要だと認識されるようになって、その一つが地域公共交通計画なんだと思います。まちづくりの観点からも、ぜひこれも一つの選択肢として取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 再三同じことですけども、検討中ですから、全く取り組まないというわけではございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

ひきこもり状態にある方への支援について。内閣府の調査では、ひきこもり状態にある方は50人に1人と推計されています。色麻町においては、どのように実態把握をされているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の3つ目の質問、ひきこもり状態ということでの質問でございますが、本町では、ひきこもりとは6か月以上にわたり家族以外の人との接

触を避け、学校や職場などの社会生活には参加をせず、ほとんど自宅で過ごしている状態のことだというふうに認識しております。令和5年に内閣府から示されました、こども・若者の意識と生活に関する調査によれば、15歳から64歳の生産年齢人口において推計146万人。50人に1人がひきこもりの状態であると言われていたようであります。ひきこもりには身体的なこと、あるいは心理的なこと、社会的なことなど様々な要因が絡み合っていて、中には精神障害や発達障害といったものが関係している場合もあり、サービスにつながらないためにひきこもりとなっている場合もあると認識をしております。

そういう中で、本町において実態把握をどのようにしているかという質問であります。現在のところ、地域ごとに行政区長あるいは民生委員、保健推進員、介護予防生活支援サポーターなどで行っております地域ケア会議で、ひきこもりと思われる方の情報をいただいておりますけれども、全町的な規模での実態把握調査は実施しておりませんので、正確な数、また、どのようなひきこもり状態であるかまでの把握はできていないのが現状であります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、ひきこもり状態にある方、そういうことについて、町はこれからどのような対策を考えているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

町はどのような対策を考えているかということについてですが、対策を考えるには実態把握が必要であり、そのため町としては今年度ひきこもりに関する実態調査、実態把握が必要であり、そのため実態把握のために民生委員、児童委員へのひきこもりに関する研修会の開催及び調査を予定しております。その上で町としてできる対策を検討してまいりたいと考えております。

相談体制といたしましては、近くで相談したい方、遠くで相談したい方、考え方は様々であると察しております。町事業としてですね、令和5年1月より心の相談窓口を毎月1回開催しており、ひきこもりについての相談も受け付けております。また、遠方での相談を希望する方もいらっしゃると思いますが、宮城県で設置している専門窓口として宮城県ひきこもり地域支援センターを紹介しております。こちらでは御本人への支援はもとより、家族の支援も重要であるとの考えから、家族会の開催も月2回実施されております。さらに、ひきこもりの居場所支援として一般社団法人パーソナルサポートセンターが県北部の圏域の居場所づくり事業を県より委託されておまして、大崎市古川を会場として週2回の居場所支援が行われているというような状況です。

町としましては、今後実施されるひきこもり支援の研修会等への参加、あと、保健所や各関係機関との連携を通じてですね、相談窓口の周知や、ひきこもりの支援についての検討をしていきたいと考えております。

ひきこもりの支援に当たっては、継続的な関わりが必要になります。今後ですね、実

態調査を実施した上で、引き籠られている御本人や御家族が安心して相談できる支援体制を関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 民生委員、児童委員へのひきこもりに関する研修会というのは、県で実施しているサポーター養成講座のことでしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

想定しているのはサポーター養成講座ではなくて、うちのほうとしましては、民生委員の定例会、定例月にですね、県の専門機関の方をお呼びして、そちらのほうの研修を受けたいというふうに予定しております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） どんな形でもいいと思いますので、ひきこもり支援センターでは、そのサポーター養成講座というのを募集して、今年度涌谷町が、涌谷町の民生委員、児童委員の方が受けたそうなんですけれども、非常によかったということなので、ぜひ実施していただきたいと思います。

それで窓口、心の相談窓口など、そういう窓口を設けているということなんです、それは電話の相談ですか、それとも来所しての相談でしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 来所の相談としております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 来所することが難しい方とか、例えば本人ですと、電話することもしたくない。例えばメールであったらば、メールのやり取りだったらばできるというような、そういうその人によってのいろいろな対応というのは可能かどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議員おっしゃるとおりですね、確かにひきこもりの方っていうのは、そういった相談の箇所に来るのもなかなか大変だというようなふうにはこちらでも認識しております。その状態等に応じてですね、幅広く対応できるような体制を整えていくのがいいかなというふうには思っております。それで今、いろいろですね、コロナ禍においてインターネットとかその辺を活用した、オンラインのほうを活用した、そういったひきこもりの方への相談みたいなのもだんだん出てきているような情報とかがありますんで、その辺のですね、情報収集もこちらでしながらですね、体制整備できるところからやっていければなというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻のような農村地域では、皆さんお互いによく知っていて、地

域の人が地域のことをよく知っていて、それは非常につながりがあったいいことなんですけれども、時に息苦しさにつながることもあります。かつて介護のことで、介護を家族外の人に頼むのは恥ずかしいことだと、恥だという考えが支配的で、介護保険には簡単につながらないということが全国的にありました。関係者の長年の努力によって、今はヘルパーさんの車が庭先に止まっているのも普通の光景になって、とてもいい時代になったと思っています。つまりそれは、町民の地域の人への介護に対する考え方が変化したと。介護を外に頼むって言うのは、もう全然普通のことなんだという意識をみんなが持っているから頼みやすくなったと思うんですね。つまり介護の社会化ということが起こったわけです。ひきこもりも同じだと思います。思いがけず困難なことが重なったときに引き籠もるという可能性は誰にでもあると思います。そのときに、それを解決するのは家族の力だけでは足りない。もっと外に助けを求めていいし、助けを求めることは恥ずかしいことでも何でもなくて、当たり前のことだというような、そういう認識が町全体に広がるのがまず第一歩かなと思います。そしてさらに、その前提にいろんな生き方やいろいろな働き方があってもいいんだと、そういう多様性を大事にする考えが社会にあることが大事だと思います。

ぜひ、町長の言葉でそういうことを発信していただきたいし、チラシ等様々な機会を通して発信して、誰にとっても住みやすい色麻町をつくっていくということが、まず問題を解決していく大きな前提にあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変大事なことを言われていると思います。具体的に何をどうということについては、すぐには言えませんが、今の考え方については同感いたします。実際に、町の機関だけじゃなくて民間のほうでも努力なされている方もおりますし、町としてどの範囲をどのようにやるかということについては、さっきの課長の答弁の延長になると思いますけれども、それは十分考えたいと思います。

○1番（大内直子君） 終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

次に、6番小川一男議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

私が今回の一般質問最後なんですけど、今までの流れを大事にしてスムーズな質問と明快な回答を求めます。

それでは、まず初めに、質問事項は職員の労務管理について。具体的な項目につきましては通告書に書いてありますが、まず初めにですね、定員管理という観点から職員の異動、過去4年間、令和元年から4年までの採用した人数と退職者、ここで細かく書かなかったんですが、同じ退職であっても定年退職等、そのうち新規、新たにですね、採用された方あるいは中途の方、その辺の内訳も含めて回答を求めます。

なお、私は回答書はいただいておりますので、数字に関してはゆっくり説明してい

ただければ幸いです。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川一男議員にお答えを申し上げたいと思います。

まず、私からは4年間にわたる採用者数とその年の退職者数だけを述べますので、それから今年定年退職者、新規あるいは中途というようなこともありましたので、それは担当のほうからですね、具体的に申し上げたいと思います。

まず、令和元年度採用者12人、退職者3人。それから令和2年度、採用者7人、退職者6人。令和3年度採用者6人、退職者4人。令和4年度採用が3人、退職者3人ということであります。

以上です。あと、担当から。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） それでは、小川議員のちょっと質問にお答えいたします。

まず、令和元年採用者12名でございますが、そのうちの中途採用は1名となっております。それから退職者ですが、3名ということですが、この退職者数につきましては定年退職後に再任用として勤務を継続している人数を除いた人数となっておりますので、一応定年退職という区切りでの人数も一応必要でしょうか。回答の中で、すみません。

○議長（中山 哲君） 答弁して。

○総務課長（高橋正彦君） ということで、この令和元年度の退職者は、その定年退職後に再任用職員として勤務を継続している人数を除いた人数が3人でございます。令和2年度については7名で、中途採用はございません。それから、令和2年度、同じく退職者は6名となっております。令和2年度は退職者6名となっております。それから、令和3年度につきましては採用者が6人で、退職者が4名、令和4年度につきましては採用者が3名でございますが、そのうちの1名が中途採用となっております。それで退職者は3名となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今、説明いただいたんですが、令和4年度に関して退職者3名、定年退職者以外で2名の方が退職されているのではないかなと思うんですが、それが今の説明ですと1名ということで説明がありましたが、実はですね、ここで私が問いたいのは、新規の定年退職はこれは仕方がないんですが、新規で採用した方がですね、せっかく定員管理において退職されるのが一番困るのではないか。そこをこの数字で主張したかったわけです。あえて言いますが、令和4年度末で2名の方、私が知ってる限りですね、役場に勤めて3年か4年の方、退職されているはずですが、さらにですよ、その方が職務が合わないとか云々じゃなくて、ほかの公務員に試験を受けて採用されているとの情報を私は得ているんですが、せっかくですね、色麻町で採用した方がそういう形で、優秀な人材が流出する。その点について、私はこの数字で町長あるいは副町長に説明を

求めたいわけです。やはりですね、せっかく夢あって、希望あって、そして、将来を担う職員ですね、定年退職はこれは仕方ない。新規の方がそういう状況にあるという現実について、町長はどのように考えているか、お聞かせ願います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かにいい人材だなと思って採用したわけですね。今言ったように、ただ、ほかの自治体の採用試験を新たに受けて本庁をやめてそちらに移ったということが今の内容の中にあります。大変これは残念ではあります。ですが、またこれ止めるわけにもなかなかいかないところもあってですね、やっぱりその人の職業感っていいですか、あるいは自分としての人生感も含めてですけれども、その辺は何ともいいかんともしようがないなというふうにあります。ただ、やはりせっかくいい人材ということで採用しているわけですので、大変残念ではあります。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま町長から、職業の自由を盾に取れば、本人次第でこれはどうしようもないというような形で説明がありました。が、せっかくですね、色麻町の役場、公務員に一生をささげるっていうか、そういう形で来た人間をですね、本人の自由だ、あるいはいろんな関係云々もあるんでしょうけれども、私はその辺はそういう状況になった職場、環境等あるいは人間関係、それも起因しているのではないかなと第三者的には見えます。それがまるきり公務員が、今、国家公務員もかなりドロップアウトして、自衛官も同じですが民間拒否とかなんとかあって、別な業種云々であれば別ですが、現にそういう事実があるわけですよ。そこに何かやっぱり色麻町の職員に対する労務管理ですね、その辺に一つや二つ反省すべき点があるのではないかなと私は思うんですが、その点について意見を求めます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 小川議員にお答えをいたします。

新規採用になり、その後、数年で退職。今、小川議員が言ったように、確かに今年度と申しますか、4年度で退職をした職員がおります。その内容につきましては、先ほど町長が言ったように、その個人個人の人生感なり、そういったものでありまして、実際に私も面談をしました。この色麻町役場において、そういった職場環境、そういったものについてのことで退職をするのかといったような話をさせていただきました。

具体的に申しますとですね、この職員については、当初から目指す自治体がそこだったと。たまたまその時点では、その自治体については、残念ながら採用に至らなかったと。ただ、公務員というそういった職業に魅力を感じていたので、色麻町という自治体に採用をさせていただいたと。ただ、その後もその自治体に対する思いが強く、どうしてもやはりその自治体で自分の能力というか、そういったものを発揮をしたいなということで、中途であるが受験をさせていただいたと。その結果、当初望んでいた自治体に受かったと、合格をしたので、大変もう残念ですが、本町の職員としては退職をさせていただきたいということのそういったことであり、議員が心配しているようなその職

場内の環境の、例えば悪化とかですね、そういったものに起因したものではないというふうはこちらのほうでは分析をいたしておったところであります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま副町長から大変美談、きれいなことで説明ありましたが、辞める方がそんな飛び立つ鳥跡を濁さずという言葉があるんですが、そこまで言って辞める方は私はいないと思います。確かにそれも一理もあると思うんですが、しょせんそういう形であれば、足かけ二の矢、三の矢という形で進むんでしようけれども、しかし逆に、色麻町に入って・・・目指すと言いながらも、この町で公務員としてやりたい、希望、それも環境の中で植えつければ、あるいは、あるいはですね、とどまる可能性もあるわけですよ。ただ表面的にそういう形だけで、私は取るべきではないと思います。その辺も踏まえてですね、特にせつかく定員管理の中ですね、優秀な人材を確保しなければならぬ状況下にあつてですね、私はやっぱり極力定年までこの色麻町で頑張っていたきたい、それは常に思います。そうでないと単なる経過措置で色麻の役場二、三年、次のステップ、養成機関みたいな形では私はどうしようもないと思われます。少ない人数で今やってるわけですよ。定員管理の面からも、その辺はもう少し、今、副町長はきれいごとで並べましたけども、やっぱり真相真偽にありますけれども、考える点も私はあるとも思われます。

続いて、2番目に移ります。メンタル不調による病休者数ですね、これも令和元年度から令和4年度までお願いします。併せて、年度またぐかもしれませんが、病休した方の平均的な期間ですね。それも当然記録として残っているんでしょうから、その辺について内容等をお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

過去4年間のメンタル不調による病休者数でございますが、令和元年度は3人、令和2年度も3人でございます。令和3年度は2人でございます。それから令和4年度も2人でございます。それで、この令和元年度から令和4年度の1人当たりの平均の病休日数でございますが、平均しますと89.75日、89.75日ですので約3か月ほどになりますかね。1人当たりの平均の病休数が。

○6番（小川一男君） 4年間平均で。

○総務課長（高橋正彦君） 4年間平均です。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今、人数、3名、3名、2名、2名。それでちょっとびっくりしたのが、休んでる期間ですね、3か月弱ということ。実はですね、このメンタル不調ということで、まだ生きてるんでしようけれども、ここにですね、色麻町行政改革大綱なるものが平成31年3月に作成しております。その中でさらにそれを実現化するた

めに、行政改革実施計画これがたまたま令和元年から令和5年度までであるわけですね。その中でですね、ページ数で11ページがあるんですが、時代に即応した組織編成と人材育成、基本方針1、人材育成による行政組織体制の強化、この中で職員の心の健康の保持増進のため相談しやすい環境づくりなどのメンタルヘルス対策の充実を図る。実施年度令和元年度実施、令和5年まであるんですが。このような実態を踏まえて、令和元年度を踏まえて2年、2年踏まえて3年、さらに4年は過去3年の実態を踏まえてどのような形で対応してきたのか。3か月という長期間の休暇を現実にしてですね、はっきり言いますが、今、色麻町では大変激務、もっと言うと過剰労働だと私は思っています。ところが、この方たちが定数、定員管理には含まれるが、実際休んでいるということは、それだけほかの職員の負担に関わるわけですね。そうしたことを踏まえたとき、この時系列の4年間でどのような対応策を取ってきたのが1点。

それから、相談事務委託事業として職員のメンタル等の相談、それを予算化して対応していますが、それも併せてですね、対応してきたのか説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まずですね、このメンタルヘルスというのはですね、なかなか短期間で治るというのがまず難しいことでもあります。確かにこの90日というのが長いのか、短いかったら、ちょっとなかなか難しいところもありますけども、重い人だともう1年とか2年というのが普通のようなお話みたいですので、なかなか3か月が早いのか、遅いかということとなかなか難しいんですけども、とにかくメンタルで悩んでいる人というのは、やっぱりそういう3か月とか半年単位で対応しないと難しいというような、まずそういうような認識があります。

それで今、小川議員がおっしゃいました、それでは町の対応としてどういうことをやっているのかということで、相談しやすい体制づくりということなんですけども、まず、令和3年度からですね、町独自の事業として月に1回心理士による職員のメンタルヘルス相談というのを実施しております。専門の診療心理士の方に来ていただいて、相談業務を行っております。そこでメンタルに不安のある方、あと、病休で休んでいる方が月に1回相談を受けております。それで、その相談の回数ですけども、令和3年度におきましては、延べ人数で正職員が29人、それから会計年度任用職員も6人相談を受けております。実人数だと正職員が11人、会計年度職員が2人ということで、続けて相談を受けている方もいらっしゃいます。

それから令和4年度につきましては、同じく正職員が延べ人数で13名、実人員が7人、それから会計年度職員が1人、あと実人員も1人ということで、実際にその相談の窓口業務を行っているのと。

それからですね、この行政改革大綱に基づきまして、令和3年の10月にですね、色麻町人材育成基本方針というものを改定いたしまして、その人材育成で相談しやすいような体制づくりということでここに挙げておりまして、それで管理職の方、皆さんに相談

しやすい体制を築くようにということで周知は行っているところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 私が聞いたかったのは、メンタル不調に陥ったその病状とか症状等を言っているわけではなくて、確かにメンタル、心、精神的なものですから、そういうことに陥った原因、単なるなるわけではないと思われま。その辺も分析しない限り、メンタルは長期間にかかって、3か月が長いか、短いかそういう捉え方しかやっていないのであれば、今後ますます色麻町ではメンタル不調による職員が私は増えていくと思われま。先ほど課長は、令和3年度から相談室なるものをつくり、カウンセラーを採用して云々ですが、現にここで実施計画では令和元年度からやるようになっているわけですよね。だから私が言ったのは、3年度っていうことは元年、2年を踏まえて、そうじゃなくて、ここにあるのは令和元年度から5年度まで総務課やるっていうことで、まだこれは大綱31年を踏まえて5年度までの実施計画、さらにそこに引用したのがここに、色麻町人材育成基本方針17、ここにも当然ありますよ、この3項目で。メンタルヘルスへの対応。あまりにも、あまりにもですね、この関係に対しては後手じゃないですか。町長が公約でああだ、こうだって言っても、しょせんやるのは職員ですよ。その職員が少ないながらも新規採用の方が退職され、夢と希望を果たすために退職したとの説明もあります。しからばその新規退職者の中で、さらに休んでいる状況であれば、これは各課に対してどのような指導をやっているのか。各課の定員管理になってないってことじゃないですか。そうすると、さらに激務の中で補充して、正常な人間も業務量の増加によって疲労こんぱいになるのではないかなと思うんですが、その点について課長あなたが自ら令和3年から云々ということなんですが、この基本方針にのっとった説明なのかどうか再度意見を求めま。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、この行政改革大綱では、確かに令和元年度から実施するということになっておりましたけども、実際にその相談業務を始めたのは令和3年度からになりました。すみません。やっぱりこれまでの内容を踏まえまして、令和元年度から本来は実施する予定でありましたが、そのいろいろ準備等もありまして、実際に実施したのが令和3年度になってしまったということになります。なので、その点につきましては、なかなかうまく取り組めなかったかもしれませんが、でも、その相談業務をやったことによって、それなりの成果は上がっていると思われるところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変大事なところを指摘されていると思います。これはね、やっぱり振り返って半分言い訳に近くなるかもしれませんが、面接するのは私、副町長、それから教育長なんですよ。そんでこのメンタル関係に、精神的にしっかりした人

であるかどうかということ、面接では判断ちょっとできないんですよ。質問、いろんな質問をしたり、受け答えしてても、そのことについては対応はされるんですけども、精神的な面、要するにメンタル面で大丈夫だろうかということについての判断は、ちょっとそこまではできないんですよ。それで、今のところは本町としてはやってないんですけども、そういう面接の場合に、そういう専門家もあるやに聞いておりますので、そういう人の面接もありなのかなあというふうには思っておるんです。まだそこまで踏み切っておりませんがね。ですので、もうなってから今いろいろなことをやり取りしてるんですけど、なってしまってやらの話なんですけれども、やっぱり全般的にこれもちらかといえは話なんですけれども、若い人たちは精神面のもろさもあるような気がします。かつての人たちと違って、そういうもろさもあるようです。このいろんな試験そのものについてはいいとしても、いいとしても、そういう精神面ということになると若干違うようなところもあって、それを見極められないんですよ、この面接の範囲の中ではね。そんなこともちょっと今反省をしながら、小川議員の質問を聞いておりました。なってしまったからの対応ということでは、課長が言っているとおりでありますけれども、そういうふうにならない、なりにくいといいますか、そういうことに強い職員を採用しなければならぬのかなというふうに、今ちょっと反省しているところであります。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） まず初めに、総務課長が今、説明しましたが、あなたたちはいろんな大綱とか計画を立てて、現にこういう形でまとめているにもかかわらず、私漢字あまり得意じゃないんですが、令和元年実施、それで進むっていうことで書かれてるんじゃないですか。そうであれば、令和3年からやったらいいんじゃないでしょうか。この内容。ほかにも、しからばケース・バイ・ケースによっては、同じような状況なのか。やはりですね、どのような形にせよ、令和元年で実施するのであれば、それを踏まえて2年、3年、さらに、さらにですよ、今言った、やるくらいやっても駄目だから第三者、そういう形でのフォローっていう形でやるのが筋であって、一、二年パスして3年目からやったらって言ったとき、令和元年と2年は何やってたんですか。そういう計画では、絵に描いた餅にしかすぎないと思うんです。現実の問題として、事実の問題として、なっているわけですよ。何回も言いますが、

それから、今、町長から説明ありましたが、確かに面接でですね、心の奥底まで把握、それは誰でも無理だと思います。そうだってあれば採用できませんよ、心配で。ただですね、ただ、そこに至る過程を内部でですね、ね、ただ単に突発的になったわけでは私はないと思われま。その辺についての職員に対する労務管理を徹底してもらいたいということで私は今言っているわけですよ。ある日突然地震が起きて倒壊した、そんな話で私はないと思いますよ。町長が・・・で面接したら、それは町長の発想を良心的な性善説に立てば採用できないんですよ。そうじゃなくて、大丈夫だと思っても結果的にこうなったかもしれないんですが、その過程でですね、どのようなことがあったかもう少しね、深掘りしてもらいたいなと思われま。それであえて言いますが、ここに

も代表監査がいますが、私も監査という末席を汚してやってるんですが、例月監査、定期監査、決算審査等をやって、つくづく思うのは、いいですか、各課、聞きたい、不信、そういうことで聞くんですが、担当者任せでばらばらですよ。つまり何を言いたいかと、課としてまとまってない課が少なからずあります。それを支えるのは誰か、役職の課長、課長補佐ですよ。町長、副町長が、あるいは教育長が、定例の会議やってんでしょけれども、幾ら口酸っぱく口頭で訓示言っても、その中間の管理職、課長、課長補佐が理解して下まで下げているか。実際になってないのが多々見受けられます。逆に、職員から上がってきたのを課長が取りまとめて、町長、副町長、教育長、その中間でやって・・・がやってる。少ない。それから担当者任せ。課として呼んでも、そうでしょう、そういう状況では後で私言いますが、風土的な内容になってないのが今の色麻町の私は実態だと思います。全部じゃありませんけれども。やっぱりその辺も踏まえてやらないと、これから幾ら優秀な人材が入ってきても全部ドロップアウトします。表面の状況だけ勘案して、メンタルであればなおさらじゃないですか。総務課長、あなたも総務課長であれば、その辺はやっぱり真摯に対応しなきゃいけない立場だと私は思うんですがね。

続いて、3番目ですが、1、2、3、元年から4年まであるんですが、令和5年度現在ですね、現在進行形なんです、メンタル、同じくメンタル不調で休んでる方、そして復帰した方もいるかどうか分かりませんが、今現在で押さえた休暇期間、日数について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

令和5年度のメンタル不調による病休者数の合計ですけれども、4人でございます。そのうち1人復職しておりますので、8月1日現在でメンタル不調による病休者数は3名となっております。ちょっと日数ですが、そのうちのちょっと2人がですね、4年度から5年度にかかってまたがってたりする方もおりますので、ちょっと。

○6番（小川一男君） 通算で結構です。

○総務課長（高橋正彦君） 4人の通算ですと464日で、1人平均116日となっております。以上でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 令和5年度に関しては4名の方ですが、1名が復帰されたということで、ただ、継続の平均ではじき出すと116日。それでですね、今現在進行形なんです、この方が所属している課に対してですね、この期間どのような対応をしているのか。1週間、10日、その程度であればあれですが、この4名の方はそれぞれ違うんでしょうけれども、やはりですね、先ほども言いましたが、少ない人数でやって、私は各課大変だと思うんです。さらに繰り返しになりますけれども、その方の仕事、大変失礼ですが、軽微かどうかは分かりませんが、とにかく仕事としてやるべき人がいなくて、そうじゃなくてコロナとか、ああとか、ううとか、いろんな形で来てる現状を踏まえますとですね、私は今やってる職員が大変ではないかなと思うんですが、そういう

欠員している課に対して、どのような形で今現在対応しているのか、説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 5年度の状況ということで、今、先ほど総務課長から答弁をいたした状況です。それで、今病休になっている、その職場での対応ということで、どういう手当ををしているかということも含めてだろうと思いますが、現時点での対応については小川議員が御指摘のとおり、新たな職員の補充といったようなことはしておりません。現状の病休になった、その現員数の中で対応してもらっているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） それでは、ならなければよろしいんですが、第2のメンタル不調者が出る可能性がなきにしもあらずだと私は思うんですが、やはり令和5年に関しての休暇期間の長さを見ると、根本的に職場の風土、環境、それも起因しているのではないかと、それも一つの要因ではないかなと私は思われます。そもそもマンパワー不足、定員今現在120ですか。その中で人件費削減と云々もあるんですが、私は町長にもっとですね、あなたは公約でこういうことやりたい、ああいうことをやりたいということは分かるんですが、しょせんやるのは職員です。平成17年にいいことが書かれてあります。行政運営は、かつては人、物、金ですが、今は情報と時間の5つが資源です。ただ、ただし、4つはしょせん人間が使いこなすものです。人間なくして行政は、運営は、あるいは企業運営は私はできないと思っています。あわせてですね、今、機構改革、行政改革なるもの、町で検討しているそうですが、根本的には表紙を変えても何も変わりません。今いる職員の町長として、公務員の勤務実態を把握して業務を削減したり、職員を増やすこと、それも必要ではないかなと私は思います。スクラップ・アンド・ビルドという言葉もありますけれども、幾ら立派な公約、事業を展開しても、今の状況ではますます私は疲弊していくと思われます。もっともっと公約を実現するためにですね、職員の働き方、労働環境の積極的な推進をすべきだと思います。人口6,300、たかが知れている町です。ただ、生き延びるためには役場の人材ですよ。それをあなたたち三役は、皆私より知識も学歴もあるんでしょうけども、自分の能力よりもできる職員の能力を有効に使う、それをコントロールするのがトップとしての仕事ではないかなと私は思います。役職上はそうかもしれませんが、やはりトップは自分よりできるやつ、専門的にですよ、それをうまくこなす。そして、その結果として成功裏あるいは実現に向かってやるべきではないかなと私個人としては思っていますが、町長の御所見をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全くそのとおりだと思います。確かに私も副町長を中心とした人事関係については、しっかりしているものというふうに信頼を置きながらやってきましたが、やっぱりなかなか目の届かなかったところもあったんだろうし、私自身もそうい

う点からすれば今指摘されたとおりの、なかなか自分としての思いが、しっかりしたものが、職員との間の意思疎通ということに言えば、なかったのかなというふうにも今のところ反省をさせていただいております。

やっぱり企業なども人なりですけれども、やっぱりどういう職場も人なりということになると思いますので、今指摘されたことについては重々肝に銘じながら、本庁の職場が快適な職場の中で意欲のある職員が多くなるように、私としても心がけていきたいというふうに思いますし、そういう意味での現在機構改革も進められておりますので、何とか今言われたものについては、対応していきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 併せてですね、やっぱり中間管理職、管理監督者たる者、もっと部下のコントロールを徹底して私はもらいたいと思います。上と下の間に立って大変でしょうが、部下は上司を選ぶことができないんですよ。その下で働く職員の苦勞、そういう上司にならないように、だからといって甘やかしても、それでは規律統制はできませんけれども、私は管理職の仕事は5%から6%は部下の管理に充てる、そのくらいのフリーハンド、余裕持って対応する。そうでなければ自分の仕事、課長としての仕事あるいは欠員した職員の補充、精いっぱい部下を顧みることができないような状況であれば、そこにですね、幾ら優秀な人材が来ても、採用しても、絶望と幻滅だけです。どんな形にせよ、色麻町役場職員として頑張りたいと思って私は採用に応じたと思うんです。中には、腰かけ、足かけ、その場限りもいるんでしょうけれども、そうであればなおさらそういう人たちが思いとどまるような職場環境をつくってですね、生き伸びるように今後努力してもらいたいと思ってます。

それから、併せて行政改革も何回も言いますが、名前、名称、そんなもの幾ら変えたって、そこで働く職員、幹部の人たちが自ら律してやらない限りは何も意味ありませんよ。看板の建て替えじゃあるまいし、その辺も徹底してとにかく3期目の町長が生き延びるために必死になって頑張るということなんで、本来はここで当選の御祝いを言うべきところを一般質問に代えさせているわけですが、その点について町長の御所見をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変お叱りを受けたことについては、肝に銘じたいと思います。

そういう意味で、職員とともに自ら掲げた公約含めた意欲に対して実現できるように、今言われたことについて、しっかりと思いをとどめて頑張らさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 以上で私の一般質問を終了します。

○議長（中山 哲君） 以上で、6番小川一男議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 2 分 休憩

午後 3 時 1 3 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 3 報告第 5 号 放棄した債権の報告について

○議長（中山 哲君） 日程第 3、報告第 5 号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。総合徴収対策室長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） それでは、報告第 5 号放棄した債権の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きください。

本件につきましては、色麻町債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、町が放棄した債権について、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権について、債権放棄調書で御説明申し上げます。

調書には、債権の名称、債権放棄の理由、放棄の理由として該当する条例第 15 条第 1 項の第 1 号から 7 号を記載しています。年度、債権の発生した年度を記載しております。人数、件数、金額を記載しております。

放棄した債権の名称は、町営住宅使用料、水道使用料、学校給食保護者等納付金及びスクールバス利用者負担金であります。債権放棄の理由は、町営住宅使用料及び水道使用料が第 15 条第 1 項第 1 号（生活困窮）、学校給食保護者等納付金及びスクールバス利用者負担金が第 15 条第 1 項第 7 号（行方不明など）になります。

債権の年度は、町営住宅使用料が平成 15 年度、23 年度、24 年度、26 年度から令和 3 年度分で、合計で人数が 11 人、件数が 11 件、金額が 117 万 1,100 円です。なお、人数 11 人は延べ人数となっており、実人数は 1 人となっております。

水道使用料が平成 29 年度から令和元年度の合計で、人数が 3 人、件数が 3 件、金額が 6 万 366 円です。なお、人数 3 人は延べ人数となっており、実人数は 1 人となっております。

次に、学校給食保護者等納付金が平成 22 年度、23 年度分の合計で、人数が 2 人、件数が 2 件、金額が 6 万 7,868 円です。なお、人数 2 人は延べ人数となっており、実人数は 1 人となっております。

スクールバス利用者負担金が平成 22 年度分の合計で、人数が 1 人、件数が 1 件、金額が 3,000 円です。なお、延べ人数、実人数は 1 人となっております。

放棄した債権合計の金額は 130 万 2,334 円で、実人数 2 人で、債権を放棄した日は令和

5年3月31日であります。

以上、放棄した債権の報告についての御説明とさせていただきます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○議長（中山 哲君） これより報告第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねをさせていただきたい件がございます。

今回の放棄した債権について、第15条の1項第7号、行方不明ということになってお  
ります。内容は給食費の保護者等納付金、スクールバス利用の負担金。その前の住宅使  
用料及び水道については生活困窮という理由が、名目がしっかりなっております。ただ、  
ここの行方不明等についてちょっとこの方々2人、両方とも同一人物なのか、別々な人  
なのか、まず1点お尋ねをしたいと。

また、給食の保護者の給食の納付金について、22年、23年で金額は違うんですが、ど  
のタイミングから納付不履行になってきたのか、その点も含め2点お尋ねしておきたい  
と思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

まずもって、行方不明という件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、再三、催告書等をですね、御本人のほうに郵送をしておいま  
した。こちらは令和2年の10月からですね、催告書が2つということで本人に届いてい  
ないというような状況になりました。その後、令和3年の10月に新たな住所が分かりま  
したので、そちらのほうに郵送をかけたところがございます。ただ、その後ですね、ま  
た催告書が届かないということで、2つということで、教育委員会のほうに戻ってきま  
した。ということで、これ以上追えないということで、行方不明ということで今回、不  
納欠損の提案をした次第でございます。

また、この2件、学校給食保護者等納付金とスクールバス利用者負担金は同一人物か  
ということですが、同一人物になります。

あと、学校給食保護者等納付金の22年度と23年度の金額の違いについてということ  
でございますが、まず平成22年度については、途中まではお支払いをいただいております。  
10月から1月分で2万円、2月分で396円、これが平成22年度分になります。23年度分  
は、丸々1年度分の4万7,472円になります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 債権の放棄ということですから10年くらい履行して、最終的には  
取れないということで今回、報告に出てきてるもんだと思われまして。ただ、この間に  
いろいろな対策を取られなかったのか。通知は出してたということなんですけども、今後  
こういった問題がまた出てくる可能性があると思われまして。そうした際の対策、

通常これに対して、じゃあどうしても取るとなれば裁判ということになってしまう。ただ、裁判を起こせばウン十万円という費用がかかるんで、費用対効果を考えれば今回の債権の放棄ということになったんだと思われるんですが、今後こういったケース、行方不明、第7号かな、のケースが出てきた際、やっぱ同じような形で処理することしかできないのかどうか。また、その前に対処の打ち方を今後考えていくのかどうか。そういった考えはどうかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、今後、県外転出等々で住所が追えない、あと、色麻町に住んでないので御自宅訪問もできないということが想定されます。今回のですね、今回につきましても再三、徴収対策室と情報交換をしながら新たな住所を徴収対策のほうから提供いただいて、県外となりますとほとんどが東京、関東圏に転出される方が多いので、なかなかその御自宅を訪問して納付をお願いするというのもできないので、どうしても郵送という形になってしまいます。今後もですね、同様に徴収対策室と情報交換をしながら、住所が不明になった場合は、徴収対策のほうから情報を得ながらですね、徴収に当たっていきいたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今に関連してたところなんですけど、私もね、行方不明等、等となっているから、これ、行方不明じゃないんだろうなという、この等のほうに重きが置いてあるのかなと思って聞いてたんです。そうしたら、やはり行方不明というのは、多分これ当てはまらないんだろうと思います。と言いますのはですね、以前私もこういった件で役場のほうにいろいろ問合せたことがあったんですが、こういう返答をいただいてました。これ二十数年前の話ですが、本籍が残っていれば、どこにいるかは分かります。それだけなんです。ですから、色麻町に本籍が残ってれば、どこにいるか分かるし、ほかの自治体に本籍が残ってれば、どこに移動しても住所は分かるということなものですから、行方不明等、これ行方不明ではないんだろうなという思いでしたら、今のやり取りでもこれ行方不明ではないと。要するに、調べようと思えば相手先が分かるのだが、過般の状況、こういった状況を考えてとき債権は放棄したほうが良いという判断だろうと私は理解いたしました。それで、もう一度確認だけ、理由だけお伺いしておきますが、令和2年、3年、3年はその住所に送って、3年の分については通知が返ってきたということですが、改めてお伺いしておくのは、こういった場合に、住所は分かれますが、債権を放棄することになるのか。その辺だけ確定したことをお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総合徴収対策室長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） お答えいたします。

今の行方不明等ということにはなるんですけども、第15条、色麻町債権管理条例第15条第1項第7号を適用させていただいております。こちらは債務者が死亡、失踪、行

方不明、その他これらに準ずる事情により当該債権について徴収できる見込みがないと認められるときということになっております。先ほど教育委員会の課長さんのほうからお話もありましたが、住所が分かって郵送をしても、郵送物が返送されてしまうと。それも他県であれば行って徴収ということもなかなか考えにくいということで、こちらだと行方不明その他これらに準ずる事情ということで、今回はこちらのほうの第15条第1項第7号、代表として行方不明などということとさせていただきます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 理解をいたしました。要するに、この回収、徴収に努力したとしても、先ほどどなたかが言われた費用対効果、こういったものを過般の状況を勘案したときに債権を放棄したほうがいいと、そういう判断になるんだろうと思います。さらにですね、難しいのは、例えば内容証明を送ったとしても相手がそれを受け取らなければ、これはしょうがないというのもこれは理解しております。ですから、できるだけこの債権につきましては、放棄しないようにしていただきたいとは思いますが、努力した上で過般の状況を考慮してもこれはしょうがないと、認められる部分についてはですね、これはやはり私もしょうがないのかなと。ただし、ただし、誠心誠意できる限り収入を確保するために努力はしていただきたいということをお願いを申し上げまして、理解させていただきます。（「質疑だ」の声あり）質疑だね。質疑の上での理解をいたしました。ありがとうございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今の件については理解したつもりですけれども、この町営住宅の使用料、理由は生活困窮ということとありますけれども、この方は平成15年度、今から20年以上前から生活困窮で滞納していたというふうに理解すればいいんでしょうかね。ちょっとその辺、背景をちょっと教えてください。

○議長（中山 哲君） 総合徴収対策室長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） こちらのほうですね、平成15年度分からになっておりますが、生活困窮の理由として、生活保護になられたということが第一の原因となっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） であれば、生活保護になれば、それは管理条例の中でも、町長が認めれば減額もしくは減免というふうな形になるのではないのでしょうか。それが平成、令和3年度まで残ってるっていうのが不思議なんですよね。本来であれば、生活困窮ということで生活保護を受ければ、そういうことできるんでしょう。まして色麻町町営住宅滞納整理処理要綱というのがあって、その中では3条から7条、8条ぐらいまでその債権に対しての督促の仕方など羅列されてるんですけれども、その中でも連帯保証人というのもあるって、そういう方にもちゃんとそういう請求を督促、催告を出すことになっ

ているんですけれども、大体生活保護になった方がそういうのに対象になるのかどうか、ちょっと不思議でしょうがないんですけれども、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

この方の生活保護の関係でございますが、この方が生活保護になったのが令和5年の1月13日です。それ以前につきましては、通常の督促状なり、催促状を、あと、連帯保証人のほうにもお話をし、分割なり、あと、一括で払ってもらえないかっていうことは言っておりました。

以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） だからその、これ3回目なんですけれども、平成15年度からこういう状況だったんですかって聞いたならば、なぜなんですかって背景聞いたならば、生活保護でしょうって言うから、今聞いてみれば、令和5年1月からだっていう全く矛盾した回答じゃないんですか。ね、だから色麻町の町営住宅滞納整理事務処理要綱の中での対応をしてこなかったようなふう聞こえるんですけれども、その辺についてはどうなんですか。

○議長（中山 哲君） 総合徴収対策室長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 大変申し訳ございませんでした。私の説明の言葉が足りませんでした。申し訳ございません。生活保護になったっていう私のほうが日付のほうを言うのを忘れてました。大変申し訳ありません。生活保護は先ほど建設課長さんが言ったとおり、令和5年1月になられたというのが原因でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

#### 日程第4 議案第70号 色麻町道路占用料等条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第70号色麻町道路占用料等条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第70号色麻町道路占用料等条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国道の道路占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた、道路法施行令の一部の改正に伴い、同施行令に準じて規定している本町の道路占用料等条例を改正するものでござい

ます。

審議資料の1ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、道路占用料の金額でございますが、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物で、地下に設ける電線その他の線類を除く占用物件については、全て改正することになります。

議案書7ページに戻ります。

この条例は、令和6年4月1日から施行し、経過措置として改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以降の占用料等について適用し、同日前の占用料等については、なお従前の例によることといたしました。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ちょっと気になる点、1点だけお尋ねしたいと思います。

この道路法第32条の第1項の第1号に掲げる工作物、これの広告塔というのがございます。表示面積1平方メートルにつき約1年で、現行が670円から改正がこれ590円。唯一これを見ていくと、全て値上げの中でここだけが下がっていると。感じがするんですけど、その理由は何なのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 金額の先ほど言った広告塔の金額の減額になっているというお話ですが、こちらのほうは提案理由でもお話ししたとおりでございますが、令和3年度に行われました固定資産税評価額の評価替えで決めたものでございますので、国のほうで定めた基準でございますので、そのとおり準じてやっております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 大崎市との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結について

- 議長（中山 哲君） 日程第5、議案第71号大崎市との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第71号大崎市との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の締結について提案理由を申し上げます。

大崎地域を構成する大崎市、加美町、涌谷町、美里町、そして色麻町の1市4町では、大崎地域において連携する政策分野について地域資源を有効活用し、それぞれの役割を分担して連携を図り、協働し、または補完し合うために、令和4年1月27日に定住自立圏の形成に関する協定書を締結し、魅力あふれる定住自立圏の形成を図っています。

定住自立圏の形成に関する協定書では、医療機能の充実を図るための取組内容として、圏域内の住民の医療を確保するため、大崎市民病院を中心とした圏域内の医療機能を充実し医療機関のネットワークを確立すると定め、大崎定住自立圏共生ビジョンにおいて具体事業に取り組んでいます。

本連携協約は、定住自立圏の形成に関する協定に定めるもののほか、大崎地域における持続可能な医療提供体制を確保することを目的に、1市4町がそれぞれ医療の各分野において役割分担や連携の内容を確認するものです。

総務省が昨年策定した持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインや、加美郡保健医療福祉行政事務組合において現在策定中の公立病院経営強化プランにおいて、重要事項とされている地域の中で、各病院が担うべき役割や機能の明確化、最適化、病院間の連携を強化する機能分化、連携強化を進めるに当たり、同プランの策定に先んじて連携協約を締結するものです。

それでは、連携協約の内容について御説明申し上げます。

第1条では、目的について規定しております。

この連携協約は、定住自立圏の形成に関する協定書の医療機能の充実について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月29日付、総財準第72号総務省自治財務局長通知）を踏まえ、大崎定住自立圏構成市町の地域における持続的な発展を図ることを目的とし、取組の実効性を確保するため必要な事項を新たに定めるものであります。

第2条では、基本方針を規定しておりまして、大崎市と色麻町は、先ほど申し上げました第1条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組分野及び役割分担のとおりに連携して事務を執行するものとしております。

第3条では、経費負担について規定しておりまして、第2条に規定する役割分担に基づいて事務を処理するために要する経費は、当該事務についてそれぞれが本来果たすべ

き役割、相互の受益の程度その他の事情を勘案し、大崎市と色麻町が協議して定めるものとしております。

第4条では、協議について規定しております。

大崎市と色麻町は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとしております。

第5条では補則として、この連携協約に定めるもののほか、必要な事項は大崎市と色麻町が協議して定めるものとしております。

議案書10ページをお開きください。

次に、それぞれの取組分野、役割分担を定めております別表について御説明申し上げます。

機能分化・連携強化の取組といたしまして、大崎市及び大崎市民病院、以下大崎市民病院等と申し上げます。の役割は、主に高度急性期機能及び急性期機能を担うこと及び及び医療従事者の教育・研修体制の充実を図り、大崎地域における医療人材の質の向上を目指すこととしております。

色麻町及び公立加美病院、以下公立加美病院等と申し上げます。の役割は、回復機能及び慢性期機能を担い、大崎市民病院の後方支援を行う病院としての役割を担うこととしております。

次に、夜間における診療体制の整備の取組といたしましては、大崎市民病院等は大崎地域の住民に切れ目なく医療を提供できるよう、夜間の救急の充実を図る役割を担い、公立加美病院等は大崎市民病院の夜間診療体制を確保するため、平日日中に大崎市民病院から転院を受け入れる役割を担うこととしております。

次に、職員派遣の実施といたしましては、大崎市民病院等は限られた医療資源を地域全体で効率的に活用するため、医療提供体制の維持に必要な医師等の職員を公立加美病院へ派遣する役割を担うこととし、公立加美病院等は大崎市民病院から医師等の職員の派遣を受け、地域に必要な医療を提供する役割を担うこととしております。

次に、遠隔医療等の活用といたしましては、大崎市民病院等は遠隔医療に必要な設備及び体制を整備し、公立加美病院への支援を行う役割を担うこととし、公立加美病院等は遠隔医療に必要な設備を整備し、大崎市民病院と連携を図ることとしております。

次に、医療資源の共有といたしましては、双方が病院間で医療情報及び医療機器等を共有し、大崎地域内における円滑な診療体制を構築する役割を担うこととしております。

最後に、新興感染症発生時等への備えの取組といたしましては、大崎市民病院等は平時から感染症に対応できるスペースを整備するほか、病床確保を含めた適切な患者対応を行うこと及び大崎地域合同の研修会開催等により、感染症対応力向上を図る役割を担うこととし、公立加美病院等は大崎市民病院と連携して病床確保を含め、感染症患者の受入体制を構築する役割を担うこととしております。

以上、大崎市と大崎地域の医療連携体制の確保に係る連携協約の締結について御説明を申し上げます。

1市4町では、この9月会議に連携協約の締結についての議案を上程しております。それぞれの議会において議決いただきましたら、来月の協約の締結に向けて進めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、今回提案されております連携協約の締結について、地方自治法と照らし合わせてちょっと理解できない点が何か所かございます。それで、この質疑は3回までということになっておりますけれども、疑問点が何点かございますので、疑問点について何点かまとめて、最初質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、色麻町と加美町は地方自治法第284条の規定に基づく加美郡保健医療福祉行政事務組合を設置しております。加美郡保健医療福祉行政事務組合は、第3条で組合の共同処理事務の一つとして、医療法に基づく公立加美病院の設置、管理及び運営に関することが規定されております。そうした中で、地方自治法第284条には、一部事務組合が成立すればそれによって共同するものとされた事務は、組合を構成する地方公共団体の権能から除外されると定めております。しかし、提案された議案書別表に色麻町の権能から除外されております病院の事務について、連携協約第2条で色麻町と大崎市が連携して事務を執行するというふうになっております。この条文は、地方自治法第284条に照らし合わせて、その規定に反しているのかなというふうに考えられますので、その点についてまず1点をお伺いしておきたいと思います。

次に、2点目になります。連携協約は普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の事務の処理に当たりまして、他の普通公共団体との連携を図るため締結するものと理解しております。そうした中で、地方自治法第292条で地方公共団体に関する規定の準用が適用されております。条文の内容は、地方公共団体の組合については法律またはこれに基づく政令に特別の定めのあるものを除き、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入のないものについては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用するというふうになっております。この準用規定を適用すれば、大崎市と加美郡保健医療福祉行政事務組合が連携協約を締結することも可能だったのではないかというふうに考えられますけれども、そのような連携協約の締結の仕方については検討なされなかったのか、検討した結果、取り入れられないというふうになったのか、まずお伺いをしたいと思います。

そして、どうしてもその大崎市と加美郡保健医療福祉行政事務組合との連携協約が不可能ということであれば、大崎市、色麻町並びに加美郡保健医療福祉行政事務組合、三者による連携協約も可能ではなかったのかなというふうに考えますけれども、その点についても検討されなかったのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、提案された連携協約の形態が地方自治法に反していな

いとしてもですね、別表にある役割分担の公立加美病院の文言、この文言を使っておりますけれども、公立加美病院を運営しているのは加美郡保健医療福祉行政事務組合というふうになっておりますので、この加美郡保健医療福祉行政事務組合、法人格のある法人でございますけれども、その文言がどうして抜け落ちているのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

以上、ちょっと多岐にわたりましたがけれども、質問回数が3回に限られておりますのでまとめて、質問させていただきました。よろしく御回答のほうお願いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まず1つ目が、共同処理の関係ということですが、そちらに関しては今回、締結する連携協約につきましては、定住自立圏の形成に関する協定書の医療機能の充実に関するものとして締結するものでありますことから、当該協定書の締結者と同様の1市4町の組長を締結したとしております。御指摘のとおり、公立加美病院は加美郡保健医療福祉行政事務組合の施設であります。運営には当該組合の構成団体である加美町及び色麻町の判断が重要になるものと捉えております。したがって、まずは基礎自治体で自治体間で方向性を1つにすることが必要不可欠でありまして、そういったところのために連携協約の主体は各町が妥当であると考えております。

続いて、2番目が大崎市と加美郡保健医療福祉行政事務組合の連携協約を締結できなかったのかということですが、そちらも検討はした上で先ほど申し上げたとおりの趣旨ということで、今回は1市4町の首長を締結者としたというような状況でございます。

あと、3番目ですかね、大崎市、色麻町、加美郡保健医療行政事務組合の三者による連携協約も可能であったのではないかとということですが、こちらに関しては、連携協約は1対1の締結ということが基本になるのかなということ判断しておりまして、連携協約は大崎市と色麻町ということとさせていただきます。

それと、あと最後に、法人格である加美郡保健医療福祉行政事務組合というふうに公立加美病院を改めるべきではないかとということですが、こちら今回のその連携する部分については、先ほども申し上げましたが、公立病院の経営強化プランの策定ということにも目的がありまして、その辺、公立病院同士の役割というような形での連携協約ということになりますので、そちらのほうは病院というような、公立加美病院のほうがお互いというところで、そういった内容とさせていただきます。

以上になります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） この連携協約なかなか難しい内容、国のほうでもですね、連携中核都市圏構想推進要綱というものを定めて全国的に今、展開しているようでございますけれども、ただ、前段で質問したようにですね、今回の場合どうしてもこの連携協約、市町村と市町村の協約というのが全国的にあるようでございます。ただ、一部事務組合

を構成している市町村とですね、こういう一部事務組合を構成していない市、町との連携協約というのは、なかなか見当たらないように見受けられますけれども、ただ、法人格を有する一部事務組合をですね、やはりこの連携協約の中に盛り込まないのとは、ちょっと理解できない面もあります。ただ、1市4町でですね、その辺は方向づけだということですので、それについてはそれとして理解しました。

そうしたときですね、さらに踏み込んでお伺いをしておきたいと思います。国のほうで出しております連携中核都市圏構想推進要綱、これがございます。そのですね、3ページ目、3ページ目に地方自治法の連携協約の活用というところがございます。そこにですね、連携協約を提携することは従来の共同処理に基づく事務分担だけでなく、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して、地方自治法に裏づけのある政策合意を行うことであり、その合意に基づき各地方公共団体は政策を実行する義務を負うことになるというふうに明記されております。当然この協約を結べば、公立加美病院の事務について、色麻町は契約上の義務を有するわけですがけれども、そうしたときですね、今回の提案された議案書の中に、役割分担について明記された事務が数多くあります。この役割分担の事務については、本来一部事務組合の事務でありますけれども、今回この一部事務組合の事務について、今、議会の中で議論されているということは、今後この協約の中に定めているこの6つの事務部門について、本町議会で議論することは可能と考えてよろしいのかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

本町議会はですね、連携協約の進行管理、役割分担に関する、関わる事務に結局はどこまでこの関与できるのか。例えば、一般質問ですと、これまで病院の一部事務組合のことについては質問はできませんでしたがけれども、今回この協約書に一部事務組合の事務が具体的に書かれております。ですから、この事務について今、議会で議論しているわけですから、今後この項目について本町議会としてですね、何か疑問点あった場合、一部事務組合の議会の中じゃなくて、この場で議論することは可能なのかどうか。その辺を確認の意味でですね、皆さん共通認識を持つ意味でお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

今回の連携協約は色麻町ですね、医療政策をどう行っていくかという方針やビジョン、そういったものを定めるものの位置づけでありまして、町の医療施策を実現するために今までは組合のほうと共同処理を行って病院を運営しているという体質があります。それで方向性というような見地から、今回は町との連携協約ですけど、中で執り行う事務に関しては、従来どおりの形で行っていくものになるというふうに判断しております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、答弁ちょっとなかなか理解に苦しむところですがけれども、今、本町議会としてこの役割分担、色麻町及び公立加美病院ということで、具体的に公立加美病院の事務についてですね、大崎市と連携を図るということで議論しているわけですから、当然この事務については執行部もですがけれども、議会としてもこの進行管理をし

ていく、あるいは大崎市に不備な点については、要望するというこも出てくると思います。そうしたとき、この連携協約ではこの事務についてはいいですよということで議論する、するんですけども、一歩下がってこれからこの6項目について、何か政策的な疑問が出てきた場合、これには当然公立加美病院が関わることですけども、議論できないというのは、まだこの、何ていうのかな、この連携協約あるいは地方自治法の趣旨からしてちょっといかがなものかなというふうに考えるんですけども、再度、本町議会でですね、質疑できるものかどうか、その辺改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員にお諮りいたします。

ただいま質疑続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時03分 休憩

午後4時07分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。答弁から入ります。町長。

○町長（早坂利悦君） これは冒頭課長から言ったように、1市4町とのこれ取決めですね。ですので、この取決めの内容については、ここで議論させてもらいますけれども、それ以後の病院関係については、病院関係のほうでの両町での中での話合いになるかと思えます。あくまでもこれは4町として、1市4町との取決めということで受け止めていただきたいと思います。

こうなったいきさつについては、既に皆さんにお話ししておりですので、ほとんど分かっていると思いますけれども、要するに夜間診療をどうするかという課題です。そのことを1市4町でどう取り組むかという内容がここの中に詳しく書かれているというふうに捉えていただければ結構です。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま担当課長と12番議員の質疑をちょっと聞いてまして、いろいろなるほどなど、言い分いろいろ理解はします。ただ、納得できない部分が多々あるので質問してんだろうなど。私も若干納得ができない部分、今までの医療体制について一組の話になるんですけども、担当者会議、広域においてのね、担当者会議、今までどこが行ってたのか。私から言わなくても町長は御存じだと思います。そういったことを踏まえ、今後の担当者会議について、これ、一組の組合の職員というのが行くのか、町の職員が行くということになるのか、あくまでも事務の処理、この部分に関わってくる問題でございます。町長は先ほど1市4町の話と言ってますけども、やっぱり医療

体制でございますので、その辺りどうなのか。それを踏まえて今回の連携締結の中身はこれでよろしいのかどうかをお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 担当者会議については、病院のほうからも院長さんと、それから事務長行っております。それから、町のほうから保健福祉課長も行っております。それから、私ということで、今まで何回か、三回か、四回は会議重ねてきましたけれども、そういう顔ぶれで担当者会議を進められております。

それから、内容等については、これでいいということになりますので、それからこまごまことについては、今までこの中に入っていないところもたくさんありますけれども、前に皆さんにお話ししたような内容が既に皆さんのほうでも理解されていると思いますけれども、さっき言ったとおりのことで、今回、医療体制を新たにしなくちゃならないと。いわゆるこの働き方改革というものが医師のほうから出てきましたので、この関係での体制づくりということで今進めております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今回の連携協約について、働き方改革という言葉は一切入っておりません。目的には、医療機能の充実ということになってます。その言葉を使われると甚だおかしい話ではないのかなと思うんですけども、町長はどうしても働き方改革ということでここで、これをそのために1市4町でやるんだということで、私どもは理解すればいいのかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 根本にあるのはそうです。根本にあるのはそうなんです。結局ね、これは皆さんに何回も話してるから理解していただいといますけれども、今までと違って現在は、現在は加美病院でも、夜もし診てもらえそうであれば診てもらってたんですね。これが今度は診てもらえないということになりました。それで、大崎のほうでは10時までは救急体制ということで、前の市民病院の近くのあの病院で10時まで今やってますね。これが例えば色麻町の人もそこまで、10時までの間はそこに行けば診てもらえるという体制なんです。ところが、この夜の10時以降、朝の8時なり8時半までの間ですかね、この間が医師がゼロなんです。それで、24時間体制を組むのにはどうするかということで始まったのが、現在、今皆さんのほうに提案している内容です。その中でそれぞれの関わりを、例えば大崎市民病院はどこまで、それからそれぞれの加美病院、涌谷、南郷、そういうところはどの範囲を受け入れるということでの、言わば協定ということです。

ですから根本にあるのは、今言ったような医療関係の時間の状況が変わってきたということがスタートです。とにかく、いつの間でも、どっかでは診てもらわなくちゃならないということで整備をします。それを場所は、大崎の市民病院のところに造ると、新たな施設を造るということで、そこに医師が常駐されて、夜間を今言った時間帯を診てもらおうと。そして日中はそれぞれ、例えば色麻の方であれば色麻病院のほうに

移ってもらうとか、内容によりけりですよ。色麻病院に移るとか。すみません。加美病院のほうに移ってもらうとか、涌谷の方であれば涌谷のほうに移ってもらうとかという、そういう状況の協定だというふうに理解していただきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 納得したようで納得できない、分かったようで分かんない。要は、安心して24時間医療を受けられる体制にしてほしいんです。でも、この前の8月22日の議員全員協議会では、夜10時までは診ますよと。その後どうするんですか。いや、あのね、これは令和8年の下期に完成するんでしょう。その間どうするんですかっていうことなの。今までだって夜10時以降に公立加美病院にしても、涌谷にしても、救命救急センターにしても、あったかないかは知りませんよ、その辺調べてませんので、でも、救急救命センターに何度か行った経験がありますけれども、あそこは24時間、もう大変忙しい、そういう医療の現場を担っているというふうに認識してます。それが今回、要するに来年の4月から働き方改革ということで、そういうものはできなくなると。そのためにこの1市4町でつくってる、この定住自立圏構想の中での医療分野についてどうするかという議論をしてると、そういう説明を受けました、ね。その件については納得しました。ただ、この連携拠点施設っていうんですか、その施設ができるのが令和8年の下期でしょう。要するに、令和5年の3月いっぱいというふうに捉えても、令和5年じゃないや、令和9年の3月いっぱいというふうに捉えられるわけだ。そうすると、来年の4月から今までのような夜間診療ができない状態で、その間どうするんですかということなんですよ。町長診てくれるんですか。いや、いや、やぶ医者でもね、やはり医者となれば信頼しますので、要するにそこが心配なんです。だから、この今回の1市4町のその自立圏構想の中での医療体制についてのその計画を進めているのは、それは分かります。問題は、この10時以降の診療体制、夜間救急体制をどうするかということなんですよ。令和8年まで、令和8年度だね。だから、6年、7年ともう丸3年あるわけですよ、ね、そうすると。その間に10時以降に急患として行った方はどこに行って診てもらえればいいのか、それを知りたいんです。

○議長（中山 哲君） 議題外だって言うか分かんないげっとも、現実にそこは発生するわけだよ。やっぱりこの辺で誠意ある答弁をやっぱやってください。町長。

○町長（早坂利悦君） 結局ね、今現在は10時までは大崎の救急センターで民間の医師が交代でそこで当番をして診ているということですね、実態は。ですから、その後の今言ったような期間については、多分、救命救急センターに行くしかないと思うんですよ。これは私が決めるわけではないんですけれども、結局そこしかないんですよ。今、だからこの新しいこの施設を急いで整備したく、今回も議会に提案をして、このそれぞれの町で全部出ておりますので、そしてこれが可決されれば協定されると、こういうふうになって急いでやるわけですが、今、今の質問から言えば10時からの、（「質疑です」の声あり）質疑についてはですね、10時以降については、救命救急センターしかないという捉え方しかないと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町長ね、その前に議長に言っておきたいんですけども、今回なんか非常に議題外という言葉を使ってるんですけどもね、全然議題じゃないと思いますよ、私言ってるのは。この前説明あったその全員協議会の資料に基づいて質疑してんだからね。どなたの耳にそういう言葉を入れたのか知りませんが、その辺は間違わないでいただきたいと思います。

それでこの前、説明された資料によりますと、夜間急患センターについては、7時15分から22時、要するに10時までは現状同様にやると。ね。今後は救命センターとの、救命救急センターとの役割分担、連携の下、運営することも検討しますなんだよ。これからなんだよ。ねえ。もう来年の4月に、もうこれができなくなるっていうふうに言ってるのに。まだ何も解決してないんだよ。ね。毎回誰かが言ってるように、行政用語で検討っていうのは、しないっていう言い方するんだ。そういう言い方する。そのとおりではないと思いますけれども、これから検討する、だから不安なの。検討した結果、24時間体制の医療体制が構築されなければ、それからあふれた人はどこに行けばいいんですかということなんです。だから検討しますじゃなくて、やるように、もう4町で強くそれを要請するんだという考え方で町長に挑んでもらわないと非常に不安なの。夜10時以降、普通に腹痛くなったり、体どっかおかしいということで不安で病院に行かざるを得ない状況がいっぱいあるわけでしょう。幸い私らは、ここにいる人は、そういう経験したことあるかどうか知りませんが、私は幸いないですよ。でも、身内に3度ほど10時以降にお邪魔してるんです、私、実際。それが命に関わる病気だったらどうするんですか。一番分かりやすいのは心筋梗塞だとか、脳梗塞だとか、脳溢血だとか、そういう緊急を要する生命に、非常な危害は及ぶ状況の病気の可能性がある方が、10時以降行けないんだよ、診てもらえないんですよ。それをその4町で、1市4町でどうするかっていうことを、今後検討するのではなくて、可能な限り対応するとかっていうふうにしてもらわないとね、これはうんって言えないね、この議案は、正直言って。その辺もう一遍お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、10時以降救命救急センターですよ。ですから、救命救急センターで実際に今やっているわけですよ。やってないわけじゃないんですよ。ですから、それはそれでいいと思うんですよ。とにかく、今までの病院の体制が変わることによって急いでるわけですよ。確かに今その10時以降、この施設が出来上がるまでの間ということですから、これあくまでも救命救急センターで診ていただくということになります。これは何もこれからは診ないとか、できればどうだとかということは全くこれは同じですから、今までと変わりません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） これからは、鳴子の病院も、岩出山の病院も、鹿島台も、涌谷も、公立加美病院も、来年の4月以降は夜間診療しないわけでしょう。そうすると、今まで

一時的に1市4町で今、分散機能してる病院で、それぞれそういう救急対応していたはずだ、できるものは。それが今回の協定、この前の議員全員協議会の資料では、救命救急センターとの役割を何度も言いますけれども、検討しますっていうことを言ってんだよ。今までどおり町長が言ってるように、答弁したように、ずっと診てもらえるんだっていう、まず、保障というのがあるのかどうか。なぜかっていうと、今までその1市4町に分散していた、一時的にもその救急診療してくれたものができなくなったことによって、そこに全部集中するんだよ、救命救急センターに。そしたら、ここにかかってあるトリアージすんの。そうすると助かるものも、トリアージっていうのはもう助からないという意味なそうですから、それはそれで、それはただの緊急的なね、大きな災害だとか、そういうときのことであって、普通に救急車で運ばれた人を、ああ、この人駄目だからっていうふうにはならないと思う。それが1市4町で機能的に担ってたものがなくなる、できなくなることによって、全部集中するということは、恐らくかなりの医療現場の混乱だと思います。だから心配してんの。だからそれをしっかりと対応できるのかどうかということが、まず町長からまず一つ言ってほしい。

それから、この前全協で言ったように、このことが来年4月から夜間診てもらえないということについては、町民の方々は、この有線を聞いている方々はどういうことだよっていうことで、今、耳澄ましてるかもしれないけれども、ほとんどの人が分からない。だから今までだったら、内科の医者がいれば内科的には診てもらえる、外科の医者がいれば外科的に診てもらえる。逆に、外科の医者が宿直のとき、内科のほうは無理だよということで今までのように、よその病院にやったり、または救命救急センターに行く、またその逆ありで、内科の先生がいれば外科的なことは治療できないので、それだつて今までトラブルあった。何で診てもらえないんだつて。あそこ病院でねえのかつて、ね。そういうことを言われてきたんだから、だから今回のこのことだつて非常にデリケートな部分があつて、町民の皆さんには理解しがたい部分があるんだと思う。だから、国のほうでそういう医療体制を今後のことを踏まえてこういうふうにしてきたから、大崎の1市4町で構成しているその一部事務組合の中でも議論しながら、今後こういうことを構築していかなきゃねえんだという説明は我々にするのは結構ですけども、町民には本当にもっと分かりやすい丁寧な説明をしてくださいと。そのためのことは担当のほうで考えてしっかりとやってもらえるようお願いしたいということで、この前は議員全員協議会の中で言ったはずですけども、そのことと、前段のことと、今のことと、町長に答弁願います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いずれ町民の皆さんにもそういう内容は知らせなくちゃならないということはそのとおりだと思います。

それから、やはり話に出てきたような心配ということも確かにあると思いますので、そのことについては、なおこれからの検討会の席上で、なおなお確認をさせていただきます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第72号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第72号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第72号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億1,648万8,000円を追加し、予算総額を50億9,786万2,000円といたしました。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

議案書20ページを御覧ください。あわせて、本日お配りしましたコロナ感染症対応地方創生臨時交付金実施計画書概要を御覧ください。

まず、第10款地方特例交付金は、地方特例交付金額が確定したことにより80万5,000円を増額するものです。

第11款地方交付税は、普通交付税の交付額決定により1億2,471万1,000円を増額するものです。今年度の普通交付税の交付決定額は21億2,471万1,000円となり、対前年度と比較しますと4,845万9,000円、2.23%の減となりました。

第15款国庫支出金は、第2項国庫補助金2目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金で110万7,000円の減。5目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、参考資料にありますとおり、地方創生臨時交付金としまして、第2回提出分事業として998万円の増。

次に、デジタル基盤改革支援補助金として277万2,000円を増額いたしました。9目防衛施設周辺整備費補助金では、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費事業補助金で850

万3,000円の増となっております。

21ページに移りまして、第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金として4月から7月までの分として247件、357万4,000円を頂戴しておりますが、当初予算において100万円の予算設定をさせていただいておりますので、今回、差額の257万4,000円を増額しております。なお、前年度同期は124万円の寄附額でしたので、前年対比で約2倍となっております。御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

第19款繰入金は、第1項特別会計繰入金で各特別会計の精算による繰入金、これは合計で401万2,000円の増となっております。

22ページに移りまして、第2項基金繰入金は、財政調整基金を1億5,140万円増額し、本年度の予算上の繰入額を4億5,040万円といたしました。

第20款繰越金は、令和4年度決算により繰越金の額が確定しましたので、1,535万5,000円を増額するものです。

第21款諸収入は、第4項雑入において、町社会福祉協議会補助金の精算返還金164万3,000円の増。学校給食保護者等納付金が合計で121万7,000円を増額するものです。

第22款町債は、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより、978万5,000円の減額。保健福祉センターの冷暖房設備改修に伴う設計に係る事業債として460万円を増額するものです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

24ページを御覧ください。

第2款総務費は第1項総務管理費で、9目諸費で、ふるさとまちづくり基金積立金352万9,000円の増。12目情報システム管理費では標準準拠システム移行業務委託料として277万2,000円の増とし、総務管理費合計では878万8,000円の増額といたしました。

25ページに移りまして、第2項徴税费2目賦課徴収費では、システム改修費合計で198万円の増額。

第3款民生費は、第1項社会福祉費の1目社会福祉総務費で、加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金2億2,544万8,000円の増。2目老人福祉費では、老人福祉施設入所措置費として191万2,000円の減額としております。

26ページに移りまして、11目福祉灯油等助成事業費では、コロナ対策費で事業ナンバー7、福祉灯油等助成事業扶助費として350万円を増額しております。

27ページに移りまして、第4款衛生費第1項保健衛生費5目保健福祉センター管理費では、歳入でも申し上げましたが、事業債の460万円を財源として、機械設備改修設計業務委託料517万円を増額いたしました。

第7款商工費は、コロナ対策費で事業ナンバー8、運送事業者燃料価格高騰対策事業補助金576万円を増額しております。

28ページ。

第8款土木費は、第2項道路橋梁費において除雪に係る経費として、防雪柵設置収納業務委託料110万円、除雪作業機械運転委託料504万円、除雪重機借上料2,317万2,000円

などで、合計4,530万9,000円の増となりました。

29ページに移りまして、6目大原線舗装補修事業費は、測量調査設計委託料で1,227万3,000円の増額としております。

第4項住宅費では、町営住宅長寿命化計画改定業務委託料で入札差額として237万6,000円の減額といたしました。

30ページに移りまして、第10款教育費は第2項義務教育学校費で、コロナ対策費で事業ナンバー9、がんばる受験生応援事業補助金64万円の増額。

第4項社会教育費では、行政報告でも申し上げましたが、結婚活動サポート助成金31万円を増額しております。

31ページ。

第5項保健体育費の学校給食センター管理費では、給食提供回数の増加に伴う賄い材料費を139万2,000円増額しております。

第12款公債費は72万3,000円の増額で、32ページの償還明細書にありますが、令和4年度債の利子及び平成24年度に借入れたものの借換え等による利率見直しに伴う補正であります。

第14款予備費は5万5,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、16ページにお戻り願います。16ページ。

第2表債務負担行為補正ですが、色麻町平沢交流センターの指定管理料で、令和5年度から令和10年度の期間、限度額3億円としております。

最後に、17ページ。

第3表地方債補正ですが、保健福祉センター施設改修事業債、限度額460万円の追加。

次に、臨時財政対策債の本年度借入れ価額が確定しましたので、限度額を1,521万5,000円に変更するものでございます。

以上、令和5年度色麻町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げましたが、詳細については款項追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書20ページ、歳入から入ります。

歳入。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第13款分担金及び負担金第1項負担金。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

5目総務費国庫補助金。こちらの内容で説明の中、デジタル基盤改革支援補助金277万2,000円というのがございます。これ連携しますと、歳出の24ページの総務管理費の12目委託料というのに関連している部分というので把握はできます。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、この基盤改革支援補助金なるもの、通常デジタル基盤のオンラインにおける補助金というのは御理解できます。各自治体においてマイナポータルと自治体の基盤システム等のシステム連携を図るためのものだというの理解してるんですが、ここでマイナポータルというものがございます。どういったものなのか。通常マイナンバー利用ということになるのかなと思うんですが、具体的にどういふものになるのかをお尋ねをまずしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まず、マイナポータルでございますけれども、まず、そのオンラインの手續の推進ということで進めているというもので、今回は、今、令和7年度までにシステムの標準化に係る法律に基づきまして、自治体情報システムの標準化、共通化あるいはそのオンライン手續、今議員おっしゃったマイナポータル、これを推進していこうということで令和7年度までということで、今、全国の自治体が取り組んでおりますが、まずその前段といたしまして、まず一番基本となる各システムの文字コード、外字なんかもでございます。それを、まずはその文字コードの整理をして、今回、文字の同定作業ということになります。まずはこの補助金を受けて、議員おっしゃったとおり、歳入歳出同額計上させていただきますまして、いわゆる各システムの文字のこの標準化に、まずはその前段として文字の同定作業に係る費用を今回、計上させていただいたということでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま課長から文字の標準化、多分これマイナカードの関係が前提にあると思われるんですけども、このマイナカードを使って将来この文字の標準化をすることによって、多分ここに行くのかなと。事務の効率化ということになるのではないかと。今回、277万何がしという金額をここに投下することによって、町として事務の効率化をどの程度図るような考えにあるのか。もしその点が、もしあるのであれば、お尋ねをしておきたいと。

またこれを利用する利用者において、具体的な利便性、どういった部分が将来的に文字の標準化をすることによって生まれるのか、町としての考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まずはその効率化ということでございますけれども、この事業、この補助事業が直接その効率化に結びつくということではまだないんですけれども、ただ、いずれその令和7年度までに基幹システムの標準化が図られることで、まずは基幹系のシステムですので、もちろん内部の職員の事務の効率化というものがまずこれも前提になっています。さらには、先ほど議員おっしゃったように、例えばオンライン手続の推進、マイナポータルがですね、そこで推進されることで、やはり事務処理に係る時間あるいは役場に来ることなくオンラインで手続ができるといったような環境が想定されますが、今回の場合はまずはその前提としての文字の同定作業をさせていただくというところでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第1項特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

22ページ。

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第20款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

第23款自動車取得税交付金第1項自動車取得税交付金。（「なし」の声あり）

次、24ページ。

歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 5目保健福祉センター費ですけれども、今回、修繕費549万2,000円増額されております。これはどのような修繕が発生し、修繕をするのかまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まず一つが、冷温水発生機の部品交換工事になります。そちらのほうが金額的には

454万5,200円ということで、こちらが冷温水発生機について異常停止を数回繰り返しております、その経年劣化によってその中身のですね、弁関係ですね、そちらのほうから漏えいしているため機密を保つことができなくなりまして、それで暖房等々がちょっと使えなくなってくるというような状況であります。冷暖房ですね。そちらのほうが使えなくなってくるような見込みですんで、そちらのほうの修繕工事を予定するものでございます。

それともう一つが、高圧気中開閉器交換工事というもので、こちらはですね、こちらの区間開閉器というものがちょっと10年以上経過していてですね、東北電気保安協会のほうより御指摘を受けているものでありまして、こちら交換しないと停電等になるおそれがありますので、そちらのほうで94万6,000円を計上しているという状況になります。以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今お伺いしますと、2件の交換修繕だという御答弁でございます。そうした中で前段のですね、冷房発生機ですか、冷暖房の発生機の交換工事、500万円を超える交換工事ということで、交換工事であれば果たしてこの修繕料というですね、款項目で、節でいいのかどうか。交換工事ということであれば、部品のちょっとした交換の修繕であれば修繕料ということで可能だと思いますけれども、これだけ大きな、そして本体といいますか、本体をすっかり交換するような工事であれば、本来、工事請負費という形です、予算措置すべきものというふうに考えますけれども、その辺どのように検討されたのかどうかお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

今の454万5,200円のほうの工事になりますが、そちらのほうは弁の交換で、既存にあるものの弁交換ということになりますんで、こちらのほう修繕という形で計上させていただいております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。福田議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第3項下水道費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

28ページ。

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

第4項住宅費。（「なし」の声あり）

第5項下水道費。（「なし」の声あり）

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

30ページ。

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

第4項社会教育費。（「なし」の声あり）

第5項保健体育費。（「なし」の声あり）

第12款公債費第1項公債費。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 公債費の利子でお伺いをしたいと思います。

今回、利子72万7,000円増額されております。その内訳については、32ページのほうにですね、記載されておりますけれども、利率変更分ということで借換えによって利子が増えているというふうに見受けられます。本来であれば利率、変更前、変更後ありますけれども、利率の低いほうにですね、借換えすべきかなというふうに考えますけれども、これ見ますと、いずれも変更後の利率が高くなっておりますけれども、何か特別な理由があったものかどうか、その辺をお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

今、福田議員のほうから利率の書換えに当たって、前の利率より高くなっておるのに、なぜ借換えするのかというような御質問だったと思います。まず、平成24年に起債したこの4件なんですけれども、この起債を起こした時点で、まず10年後に利率を見直すという契約になっておりました。それで、10年たった今年度、利率を見直すことになったんですけれども、最近の金利の上昇によりまして、10年前に借りた利率よりも利率が高くなっております。それで金融機関に、その率の見積り等を行った結果ですね、この加美よつば、農協さんの利率が一番安かったということで、一番低かったということで、この利率で借換えの見直しを行った、見直しを行いました。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、まだ駄目だね。ごめんなさい。

次に、16ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、17ページ。

第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 5 5 分 延会

---